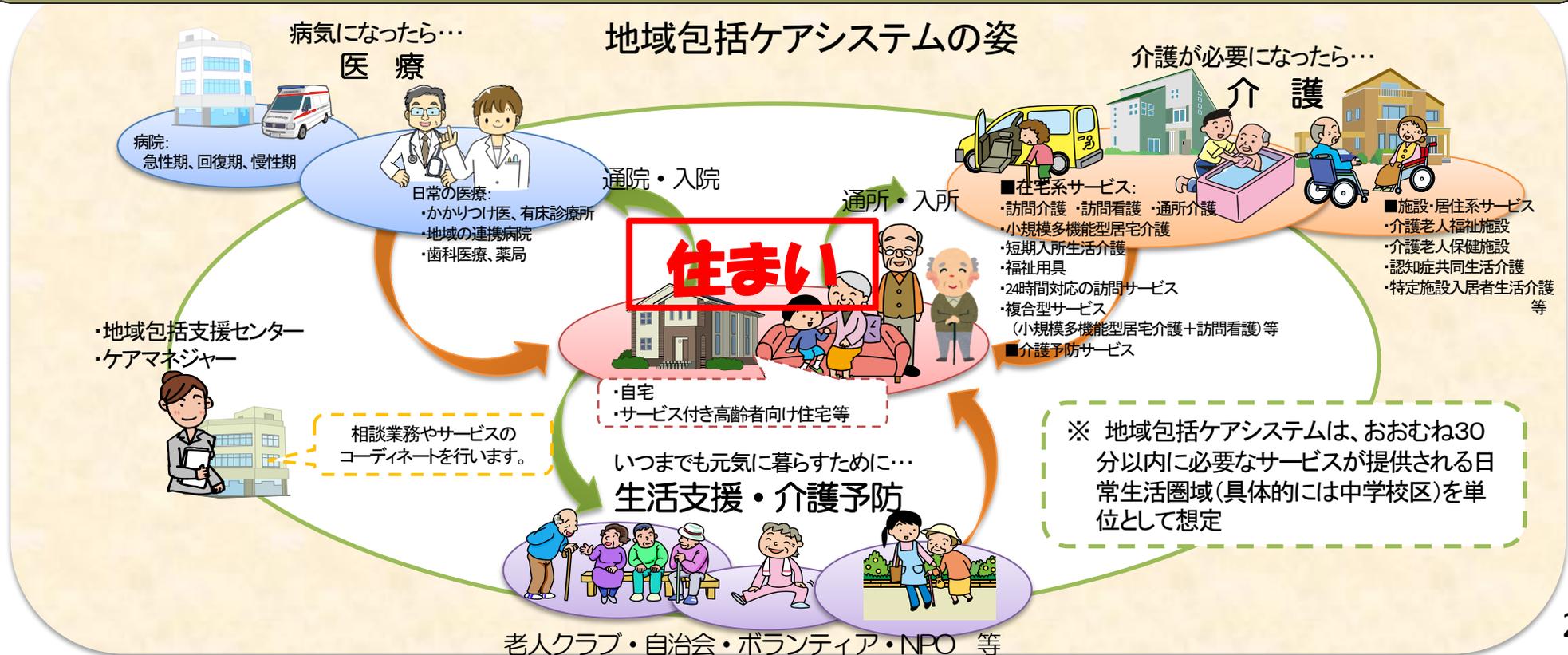


# 厚生労働省老健局高齢者支援課資料

# 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



# 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

## I 地域包括ケアシステムの深化・推進

### 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

- 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
  - ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
  - ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備
- （その他）
- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
  - ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
  - ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

### 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設  
※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

### 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
  - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける
- （その他）
- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
  - ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

## II 介護保険制度の持続可能性の確保

### 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

### 5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

# 「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の概要

平成26年度  
より実施

## 1. 事業概要

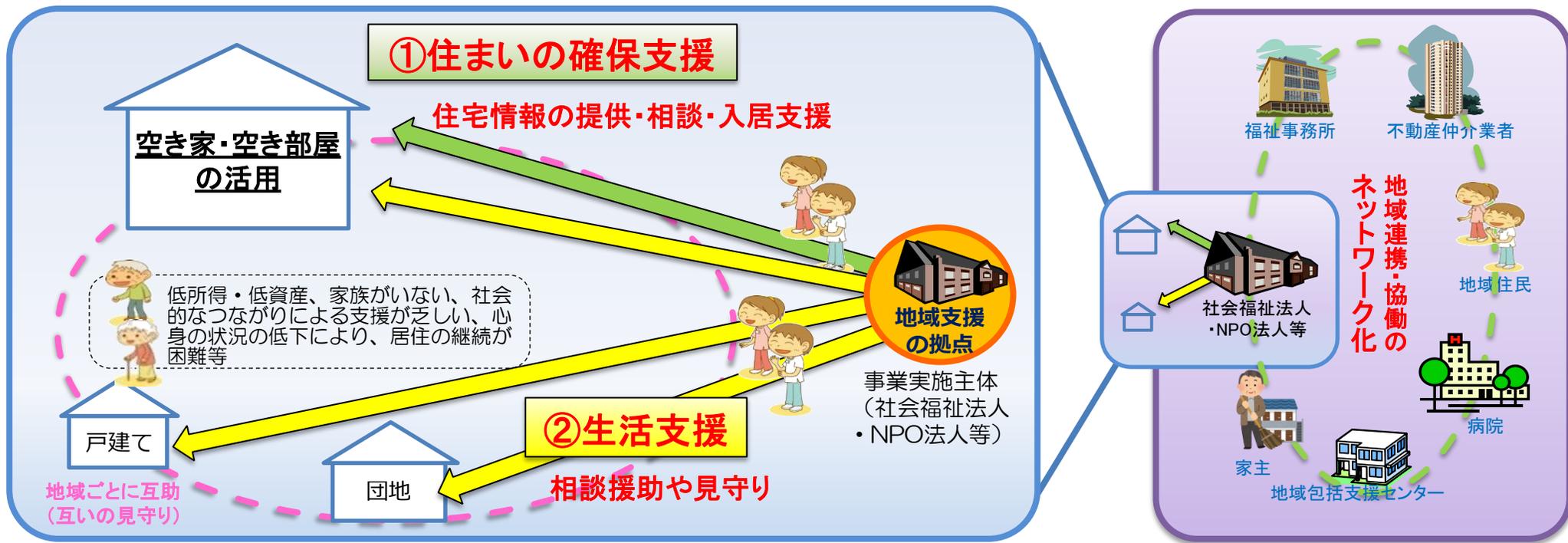
自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者等を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が、**地域連携・協働のネットワークを構築し、**

①既存の**空き家等を活用した住まいの確保**を支援するとともに、②**日常的な相談等（生活支援）**や**見守り**により、高齢者等が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるよう体制を整備する事業に対して助成を行う。

2. 実施主体 市区町村（社会福祉法人、NPO法人等への委託可能）

※平成28年度現在、15自治体が実施

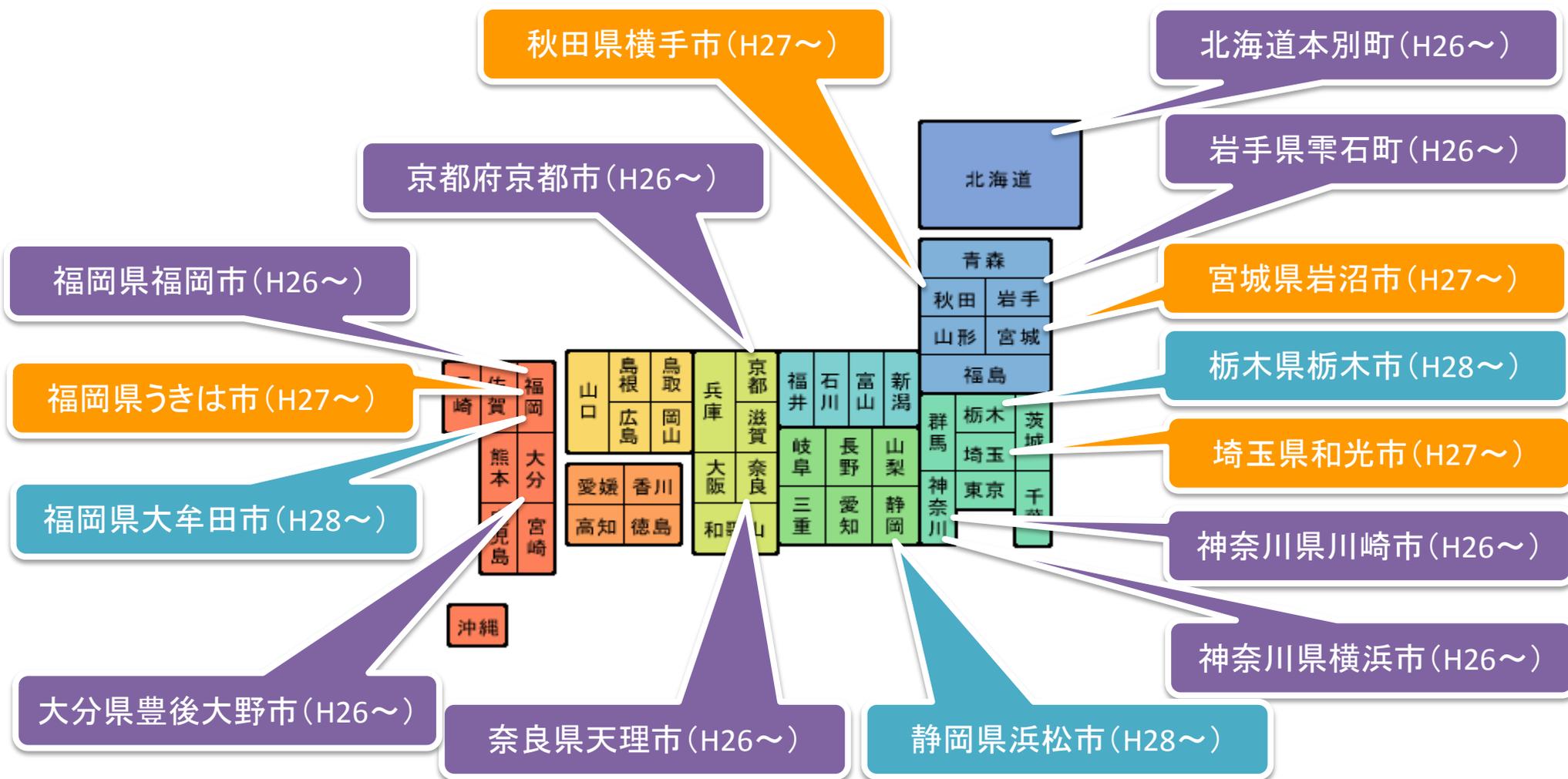
（事業のイメージ）



⇒ **モデル事業で行われている効果的な取組について、全国的な展開を図っていく。**

# モデル事業の実施状況について

○平成28年度現在、15自治体がモデル事業を実施。



## 「住まいの確保支援」と「生活支援」の実践事例

○事業実施自治体では、地域の社会資源・人的資源のつながりの中で、個々のニーズに応じた多様な取組が行われている。

### モデル①

社会福祉法人等が、不動産業者と連携した住まい確保支援と入居後の生活支援を一環して実施。(京都市、天理市等)

### モデル②

社会福祉協議会が、支援プランを提案(コーディネート)し、各種支援団体に繋げるシステムを構築。(福岡市)

### モデル③

社会福祉法人(養護老人ホーム)が、空き家・貸家を借上げ、住まい支援と生活支援を一体的に実施。(岩手県雫石市、大分県豊後大野市)

### その他

- ・利用可能な空き家の調査・検討(状態・家主意向等)を行い、住み替え支援等の実施(北海道本別町)
  - ・大規模公営住宅での入居支援、定着支援、孤立防止への取り組み(横浜市)
  - ・地域の見守り活動、空き物件の利用による総合相談、住まい支援(川崎市)
- 等

# モデル③岩手県雫石市

～社会福祉法人（養護老人ホーム）が、空き家・貸家を借上げ、住まい支援と生活支援を一体的に実施～

## 「雫石町高齢者生活支援モデル事業」

### ◆事業の概要

（法人の問題意識）

- 養護老人ホームには、地域の社会資源を効果的に利用すれば、必ずしも措置入所せずに地域で暮らすことができる方がいる可能性。
- また、入所時の課題が解決され、地域に戻れる入所者もいるが、入所時に住む場所を失くしているため、地域に戻りたくても戻れない状況。

（事業概要）

○養護老人ホーム「松寿荘」は、空き家・貸家を活用し、対象者に住まいの支援と生活支援を実施。

※養護老人ホームのノウハウによる自立支援

○対象者

- ・低所得高齢者、家屋の老朽化等により不安を抱かれている方
- ・過疎地域で冬期間の生活が困難な方
- ・養護老人ホーム利用者で地域生活が可能と思われる高齢者

○住まいの支援

法人が借り上げた空き家・貸家を転貸（計4件）

※法人による家賃の一部補助

※家主は、借受人が社会福祉法人であるため安心して貸せる。

○生活支援

2名の専任職員（嘱託）を雇用。毎朝の安否確認、通院・買物支援等や地域行事に関する情報提供と参加時の支援。

※地域の民生委員による協力を受けてつ、社会福祉法人が24時間バックアップ。

### ◆事業の成果

○28年10月現在、4世帯5名がモデル事業を利用（単身3人、親子一組）。50代障害者も利用。

○高齢者だけでなく、制度の狭間に陥った多様なニーズに対応。

○支援内容は、当初は手厚く、信頼関係を築いてから手を放していき、現状は移動支援程度。いずれの利用者も、劣悪な居住環境から住替えて、生活が整い、自立意欲も高まった。

○利用者どうしの交流もはじまっている。（互助）



# 低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業の実施主体等

～いずれの地域でも支援団体、関係機関、住民、行政等によるネットワークが構築されている～

※平成28年度実施予定(今後変更があり得る。)

	自治体	ネットワーク(プラットフォーム)の構成機関・事業者等、生活支援・見守り等の実施主体(下線)		自治体	ネットワーク(プラットフォーム)の構成機関・事業者等、生活支援・見守り等の実施主体(下線)
1	北海道 本別町	総合ケアセンター、地域包括支援センター、 <b>町居住支援協議会</b> 、企画振興課、建設水道課、 <u>町社会福祉協議会</u>	8	静岡県 浜松市	市民協働・地域政策課、地域包括支援センター、長寿保険課、市・区社会福祉協議会、 <u>社会福祉法人</u> 、NPO法人
2	岩手県 雫石町	総合福祉課、健康推進課、地域包括支援センター、民生委員、町社会福祉協議会、地域整備課(空き家対策担当)、町内高齢者施設連絡協議会、 <u>社会福祉法人(養護老人ホーム)</u>	9	京都府 京都市	<b>市居住支援協議会</b> (市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会、市老人福祉施設協議会、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、府不動産コンサルティング協会、住宅供給公社)、 <u>市老人福祉施設協議会が公募・選定した社会福祉法人</u>
3	宮城県 岩沼市	介護福祉課、地域包括支援センター、市社会福祉協議会、民生委員、大手コンビニエンスストア、JA、生協、 <u>社会福祉法人</u> 、 <u>公益社団法人</u>	10	奈良県 天理市	介護福祉課、地域包括支援センター、不動産業者、 <u>社会福祉法人</u>
4	秋田県 横手市	高齢ふれあい課、民生委員、市社会福祉協議会、医療・介護サービス事業者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、建築住宅課、生活環境課、 <u>県宅地建物取引業協会</u> 、 <u>複数の社会福祉法人</u>	11	福岡県 福岡市	福祉・介護予防課、住宅計画課、 <b>市居住支援協議会</b> 、 <u>不動産会社</u> 、 <u>支援団体</u> 、 <u>市社会福祉協議会</u> ※社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、相談者に対して支援団体が提供するサービスの組み合わせを提案
5	埼玉県 和光市	長寿あんしん課、福祉政策課、市内地域包括支援センター、介護サービス事業者、市内不動産事業者、NPO法人等	12	福岡県 大牟田市	長寿社会推進課、地域包括支援センター、 <b>市居住支援協議会</b> 、障害者相談支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、建築住宅課、不動産仲介業者、 <u>NPO法人</u>
6	神奈川県 横浜市	福祉保健課、福祉保健センター、地域包括支援センター、区社会福祉協議会、県高齢社会課、住宅供給公社、 <u>社会福祉法人</u>	13	福岡県 うきは市	保健課、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉法人連絡協議会、介護サービス事業連絡会、ボランティア連絡協議会、ふれあいセンター・福祉部連絡会、住環境建設課、不動産会社、 <u>市社会福祉協議会</u>
7	神奈川県 川崎市	地域包括ケア推進室、住宅整備推進課、 <b>市居住支援協議会</b> 、 <u>小規模多機能型居宅介護事業所を運営するNPO法人</u> 、 <u>生活困窮者自立支援法に基づく相談支援を行っている企業組合</u>	14	大分県 豊後大野市	高齢者福祉課、地域包括支援センター、医療機関(市民病院)、民生委員、自治委員、 <u>社会福祉法人(養護老人ホーム)</u>

# 地域支援事業の全体像

<改正前>

介護保険制度

<改正後>

【財源構成】

国 25%  
都道府県 12.5%  
市町村 12.5%  
1号保険料 22%  
2号保険料 28%

【財源構成】

国 39%  
都道府県 19.5%  
市町村 19.5%  
1号保険料 22%

地域支援事業

地域支援事業

**介護給付** (要介護1~5)

**介護予防給付** (要支援1~2)  
訪問看護、福祉用具等  
訪問介護、通所介護

**介護予防事業**  
又は**介護予防・日常生活支援総合事業**  
○二次予防事業  
○一次予防事業  
介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

**包括的支援事業**  
○地域包括支援センターの運営  
・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

**任意事業**  
○介護給付費適正化事業  
○家族介護支援事業  
○その他の事業

**介護給付** (要介護1~5)

**介護予防給付** (要支援1~2)

**介護予防・日常生活支援総合事業** (要支援1~2、それ以外の者)  
○介護予防・生活支援サービス事業  
・訪問型サービス  
・通所型サービス  
・生活支援サービス(配食等)  
・介護予防支援事業(ケアマネジメント)  
○一般介護予防事業

**包括的支援事業**  
○地域包括支援センターの運営  
(左記に加え、地域ケア会議の充実)  
○在宅医療・介護連携推進事業  
○認知症総合支援事業  
(認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等)  
○生活支援体制整備事業  
(コーディネーターの配置、協議体の設置 等)

**任意事業**  
○介護給付費適正化事業  
○家族介護支援事業  
○その他の事業

改正前と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

## 別記6 任意事業

### 3 事業内容

#### (3) その他の事業

##### カ 地域自立生活支援事業

次の①から④までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。

#### ① 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業

市町村が運営する高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）や、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。

# 介護保険事業(支援)計画と高齢者住まい計画との調和規定

## 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 (略)

8 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

9~11 (略)

(都道府県介護保険事業支援計画)

第百十八条 (略)

7 都道府県介護保険事業支援計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する都道府県高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 (略)

## 高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針(平成二十一年厚生労働省・国土交通省告示第一号)

六 都道府県高齢者居住安定確保計画及び市町村高齢者居住安定確保計画の策定に関する基本的な事項

都道府県は、高齢者住まい法及び本基本方針に従い、また、住生活基本計画(都道府県計画)、都道府県老人福祉計画及び都道府県介護保険事業支援計画(以下「都道府県老人福祉計画等」という。)と調和を図りつつ、都道府県高齢者居住安定確保計画を策定することが望ましい。

市町村は、高齢者住まい法及び本基本方針(都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている場合にあつては高齢者住まい法及び都道府県高齢者居住安定確保計画)に従い、また、市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画(以下「市町村老人福祉計画等」という。)と調和を図りつつ、市町村高齢者居住安定確保計画を策定することが望ましい。

# 社会福祉法等の一部を改正する法律

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

## 1. 社会福祉法人制度の改革

### (1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

### (2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備 等

### (3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止 等
- 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化  
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等

### (4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

### (5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携 等

## 2. 福祉人材の確保の促進

### (1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

### (2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化 等

### (3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入 等

### (4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

# 地域における公益的な取組を実施する責務の考え方

福祉ニーズの  
多様化・複雑化

- 社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度(=社会福祉事業)では十分に対応できない者(※)に対する支援の必要性が高まっている。

※生計困難者、独居高齢者、認知症高齢者 など

社会福祉法人  
の役割

- 多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対しては、様々な事業主体が各々の創意工夫により、それぞれ対応していくことが必要。
- その中で社会福祉法人については、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。

社会福祉法人  
の本旨

- 社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人(社会福祉法第24条)

社会福祉法人の  
本旨に基づき  
無料又は低額な料  
金により福祉サー  
ビスを提供する  
責務の新設

- 営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを提供すること、すなわち、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施が求められる。

※現行制度においても、社会福祉法人は、高齢者の生活支援、成年後見人受任事業など様々な事業を、無料又は低額な料金により展開している。

- 規制改革実施計画(閣議決定)においては、こうした社会福祉法人の在り方を徹底する観点から生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施の義務付けを求めている。

⇒ **日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置付け**



# 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室資料

# 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部について（平成28年7月15日設置）

## 趣旨

地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置する。

## 体制図

### 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

本部長：厚生労働大臣

本部長代行：厚生労働副大臣

本部長代理：厚生労働大臣政務官

本部長補佐：厚生労働大臣補佐官、総合政策参与

副本部長：厚生労働事務次官、厚生労働審議官、大臣官房長、大臣官房総括審議官（国会担当）

本部員：関係部局長

#### 地域力強化WG

##### 主な検討課題

住民主体の地域コミュニティづくり

##### 主査

大臣官房審議官（社会・援護・人道調査担当）

#### 公的サービス改革WG

##### 主な検討課題

公的福祉サービスや計画の総合化・包括化

##### 主査

大臣官房審議官（医療介護連携担当）

#### 専門人材WG

##### 主な検討課題

医療、福祉分野の専門人材の共通課程の創設など

##### 主査

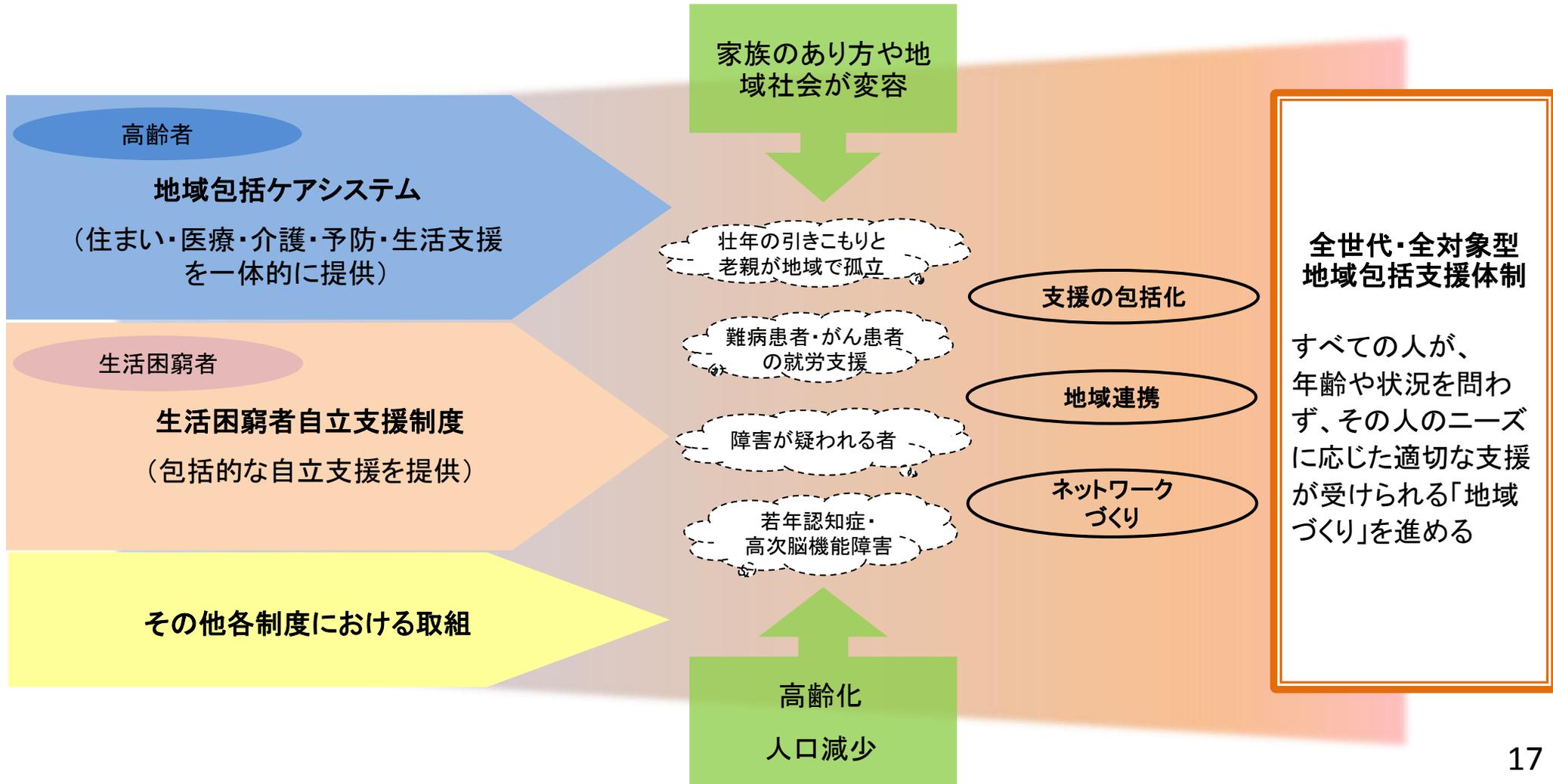
大臣官房審議官（医療介護連携担当）

## 検討スケジュール

平成29年の介護保険法の法改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには30年度に予定されている生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて、幅広く検討を行う。

# 新しい地域包括支援体制の構築

- これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進している。
- 今後とも、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、こうしたコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズを掘り取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していく。

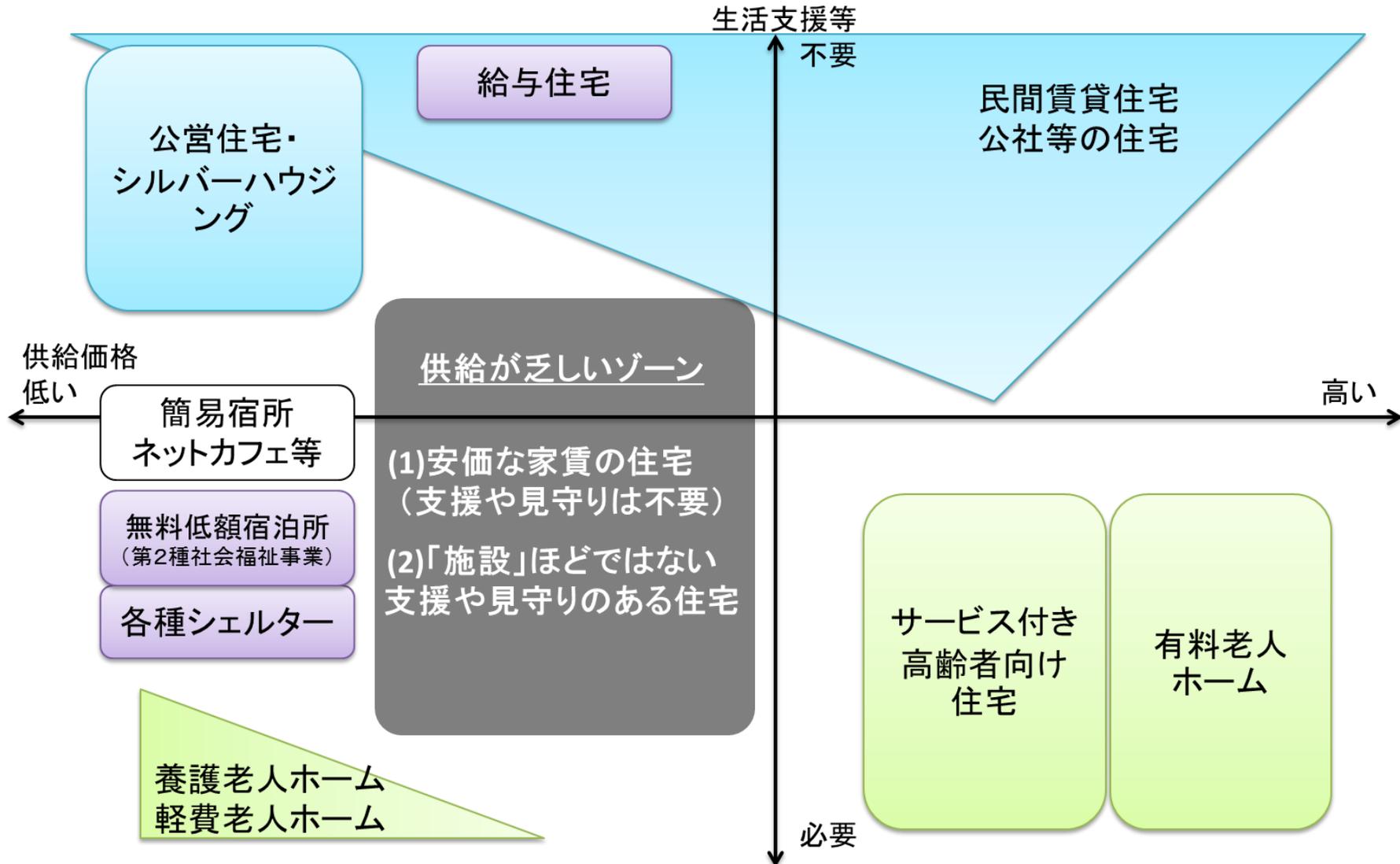


# 居住に関する資源の状況(イメージ)

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する  
論点整理のための検討会(第4回)  
(H28.12.1)」資料

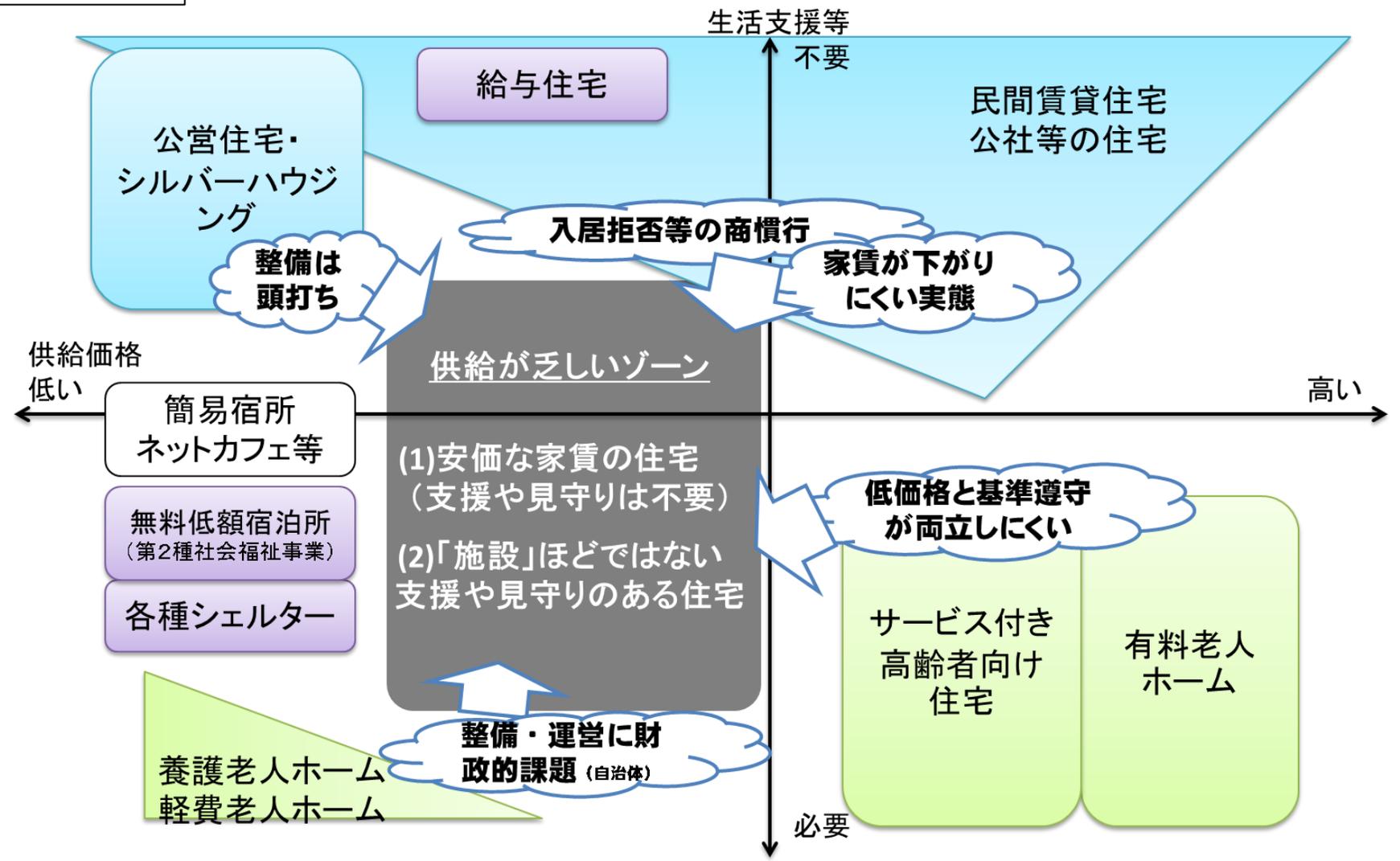
平成27年度社会福祉推進事業  
「これからの低所得者支援等のあり方に関する検討会」報告書(株式会社野村総合研究所)より

※要介護・障害の特別ニーズを除いてイメージ図を描いたもの



# 居住に関する資源を巡る課題

平成27年度社会福祉推進事業  
「これからの低所得者支援等のあり方に関する検討会」報告書(株式会社野村総合研究所)より



# 生活困窮者自立支援制度における居住支援の取組強化

## 1. 方向性

自立相談支援事業の相談者について、賃貸住宅の入居・居住に関して直面している困難（家賃負担、連帯保証、緊急連絡先の確保等がネックとなり賃貸住宅を借りられない）を踏まえた個別支援を充実する。

→ こうした困難を抱える者は、身寄りがない、世帯の経済基盤が弱い等の事情が背景にあると考えられ、自立相談支援事業の相談者像そのもの。相談者の課題を踏まえ、家賃を下げる、保証や見守りのサービスを組み合わせるといったオーダーメイドの居住支援コーディネート機能が必要。

## 2. 支援内容

### 【1. 個別支援】

○相談者の課題を踏まえ、必要な物件像や居住支援サービスを見極め、不動産事業者へ同行し、物件探しや契約の支援を行う。

### 【2. 物件やサービスの情報収集、担い手開拓】

○不動産関係者・福祉関係者の有する物件や居住支援サービスの情報を収集し、不足しているものについては担い手を開拓する。

### 【3. 潜在ニーズへの対応】

○病院の医療ソーシャルワーカー等と連携し、入院・入所中に借家を引き払っている等で退院・退所後の居住支援を要する者を把握し、自立相談で継続的に支援する。

具体的には、以下のような取組を想定。

- (1) 地元の不動産事業者から、保証人や緊急連絡先がなくても入居できる物件、家賃が低めの物件などの情報を収集
- (2) 民間の家賃保証サービスや協力を得やすい不動産事業者リストなどについて、都道府県の居住支援協議会から情報収集
- (3) 緊急連絡先の代わりになりうる見守りサービス等について、市町村の福祉担当や社協などから情報収集
- (4) 家賃保証や緊急連絡先の引き受けについて、厚労省が提供する取組事例を元に社会福祉法人等に打診、スキームづくり
- (5) 取組事例を元に、物件サブリース等により緊急連絡先不要で安価な住居を自ら提供する社会福祉法人を開拓

## 3. 平成29年度予算(案)

【予算額】 2.5億円（100箇所程度を想定）

【補助率】 1/2

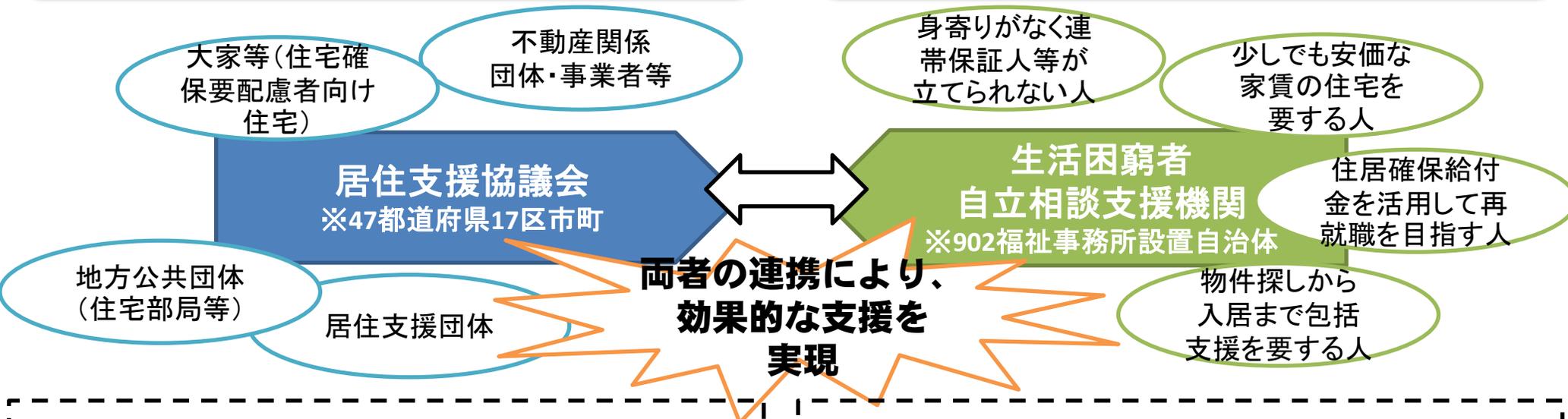
# 住宅確保要配慮者に対する住宅・福祉行政の連携の推進

- 生活困窮者を含む住宅確保要配慮者に対しては、従来より国土交通省において住宅セーフティネット機能の強化に取り組み、支援を充実させてきている。厚生労働省が実施する生活困窮者自立支援と連携を深めることにより、支援を要する者を的確に把握し、効果的な支援を実現。
- また、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を平成28年12月に設置。

各地でネットワーク化が進んでいる居住支援協議会において、住宅セーフティネット関連の支援情報(※)が集約されている。

※住宅確保要配慮者でも入居しやすい住宅の情報や家賃債務保証等のサービス等

全国に設置されている生活困窮者自立相談支援機関において、様々な居住支援のニーズが顕在化。生活困窮者自立支援は、ニーズに合わせたオーダーメイドの包括支援が特徴。



## 【平成29年度予算(案)における対応】

民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度を構築し、居住支援協議会の取組や、空き家等を活用した子育て世帯等向けの住宅整備等に対して支援

## 【平成29年度予算(案)における対応】

相談者個別支援や物件・サービスの情報収集・担い手開拓を実施

# 生活困窮者自立支援法の見直しについて

## 1. これまでの経過

- 生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)附則に定める施行3年後の検討規定、「経済・財政再生計画改革工程表」を踏まえ、検討を開始。
- 昨年10月から「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理のための検討会」を開催。

### ○生活困窮者自立支援法 (平成二十五年法律第五号)附則 (検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### ○経済・財政再生計画 改革工程表(抄)

平成29(2017)年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)。

## 2. 論点整理検討会の構成

※五十音順、敬称略

相澤 照代	川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室長
朝比奈 ミカ	市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員
大津 和夫	読売新聞東京本社編集局社会保障部次長
奥田 知志	認定NPO法人抱樸(ほうぼく) 理事長
菊池 馨実	早稲田大学大学院法学研究科長
櫛部 武俊	一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部 教授
生水 裕美	野洲市市民部市民生活相談課 課長補佐
新保 美香	明治学院大学社会学部 教授
田中 弘訓	高知市福祉事務所長
長岡 芳美	山形市社会福祉協議会 事務局長
西岡 正次	A'ワーク創造館 就労支援室長
野溝 守	埼玉県老人福祉施設協議会 副会長
前神 有里	一般財団法人地域活性化センター クリエイティブ事業室長
(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部 教授
森脇 俊二	氷見市社会福祉協議会 事務局次長
山本 英紀	長野県健康福祉部長
渡辺 由美子	NPO法人キッズドア 理事長
渡辺 ゆりか	一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト 代表理事
和田 敏明	ルーテル学院大学 名誉教授

# 経済・財政再生計画 改革工程表(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)

		集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》		2017年度		2018年度				
生活保護等	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>						<p>自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】</p> <p>自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】</p> <p>自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】</p> <p>自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】</p>	<p>就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】</p> <p>継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率(※)【2018年度までに90%】</p> <p>(※)「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合</p> <p>生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】</p> <p>任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】</p>
	<p>＜④生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞</p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p> <p>2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p> <p>＜④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討＞</p> <p>「アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度(2017年度)から実現する」とした</p> <p>2017年度から2019年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする法案を、2017年通常国会に提出する</p>							

# 生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理(案)【H28.1.23】(抜粋)

※本論点整理(案)については、3月6日開催の論点整理検討会において再度議論される。

- 生活困窮者が抱える家賃負担や連帯保証、緊急連絡先の確保等の「住まい」を巡る課題に対し、支援の不足が明らかになってきている。
- 自立を支える要素である居住面について、現行法において想定されている一時的・過渡的な支援に加え、本来的に長期継続性のある「住まう」ための支援を行えるようにする。

## (6) 居住支援のあり方

### 【現状の評価と課題】

○「住まい」は、単にハードとしての「住宅・住居」の役割にとどまらず、家庭を育み、地域社会とのつながりを持ちながら生活していく「拠点」としての重要な役割があり、その確保が自立の基盤となる。

○従来より住宅行政における住宅セーフティネットとして、公営住宅のほか、民間住宅を活用した借上公営住宅、地域優良賃貸住宅等が供給されてきた。また、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第10条に基づく居住支援協議会による支援も行われてきた。現在、国土交通省においては、こうした住宅セーフティネット機能の強化に向けた検討も進んでいる。

(実績)

- ・公営住宅の管理戸数(H26年度) 約216万戸
- ・民間賃貸住宅に居住する高齢者世帯数(H25年度) 約162万世帯
- ・居住支援協議会の設置状況(平成28年11月末現在) 47都道府県17区市町

○生活困窮者にとっては、住まいを確保するに当たり家賃負担の問題に加え、連帯保証人、緊急連絡先の確保等の様々な課題がある。住居確保給付金により一時的に支援を行えば自立が可能となる世帯もあるが、本来的に長期継続性のある「住まう」という面についての具体的な支援メニューは現行法にはない。

(実績)

- ・高齢者の入居に対して拒否感を有する大家の割合 60%
- ・連帯保証人の確保に困った経験のある人 8.4%

○居住支援協議会の取組や、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」、居住支援に先進的に取り組む事例等からは、ハードとしての住居だけでなく、必要に応じた生活支援を付けることによって保証の問題も解消する等、生活支援とハード面を一体的にした居住支援のニーズがあるのではないか、こうした生活支援を誰がどのように提供するのか、といった論点が出てきている。

## 【論点】

(居住支援の必要性と検討すべき点)

○生活困窮者自立支援において居住支援は不可欠な要素ではないか。

○支出に占める家賃負担が大きい場合、本人が希望すれば、転居は家計改善において効果的な手段となるが、低廉な家賃の住宅は限定されており、特に高齢者の転居は入居拒否等の様々な課題が存在する。こうした現状を踏まえ、どのような支援が考えられるか。

○身寄りがなく、収入の見通しが立たない生活困窮者は民間賃貸物件に入居することが難しい。自立支援や地域の見守りがしっかりと付いていることで、入居しやすくなるのではないか。

○基礎自治体での居住支援協議会設置が推進されており、この動きと併せて、自立相談支援事業との連携を促進していくことが必要ではないか。また、空き家の活用と連携していくことも重要ではないか。

○「住まう」という概念には期間設定がなじまない。仮に居住支援を一つの事業とする場合、どこまでを制度の中の支援と位置付けるべきか。

○生活困窮者に対する居住支援の検討に当たっては、生活保護受給者も含めて利用している無料低額宿泊所のあり方との関連も念頭に置くべきではないか。

(住宅手当(家賃補助))

○家賃補助は、高齢者だけでなく、現役の稼働年齢層や若年層、厳しい家庭環境にあって自立できる年齢に達している子どもに対する効果的な支援の一つとして、国土交通省において検討されている新たな住宅セーフティネットの家賃補助制度に期待しつつ、十分に活用できるよう連携を深めるべきではないか。

# 生活困窮者自立支援制度の概要

参考

**包括的な相談支援**

◆ **自立相談支援事業**  
(全国901福祉事務所設置自治体で1,345機関(H27年度))

〈対個人〉

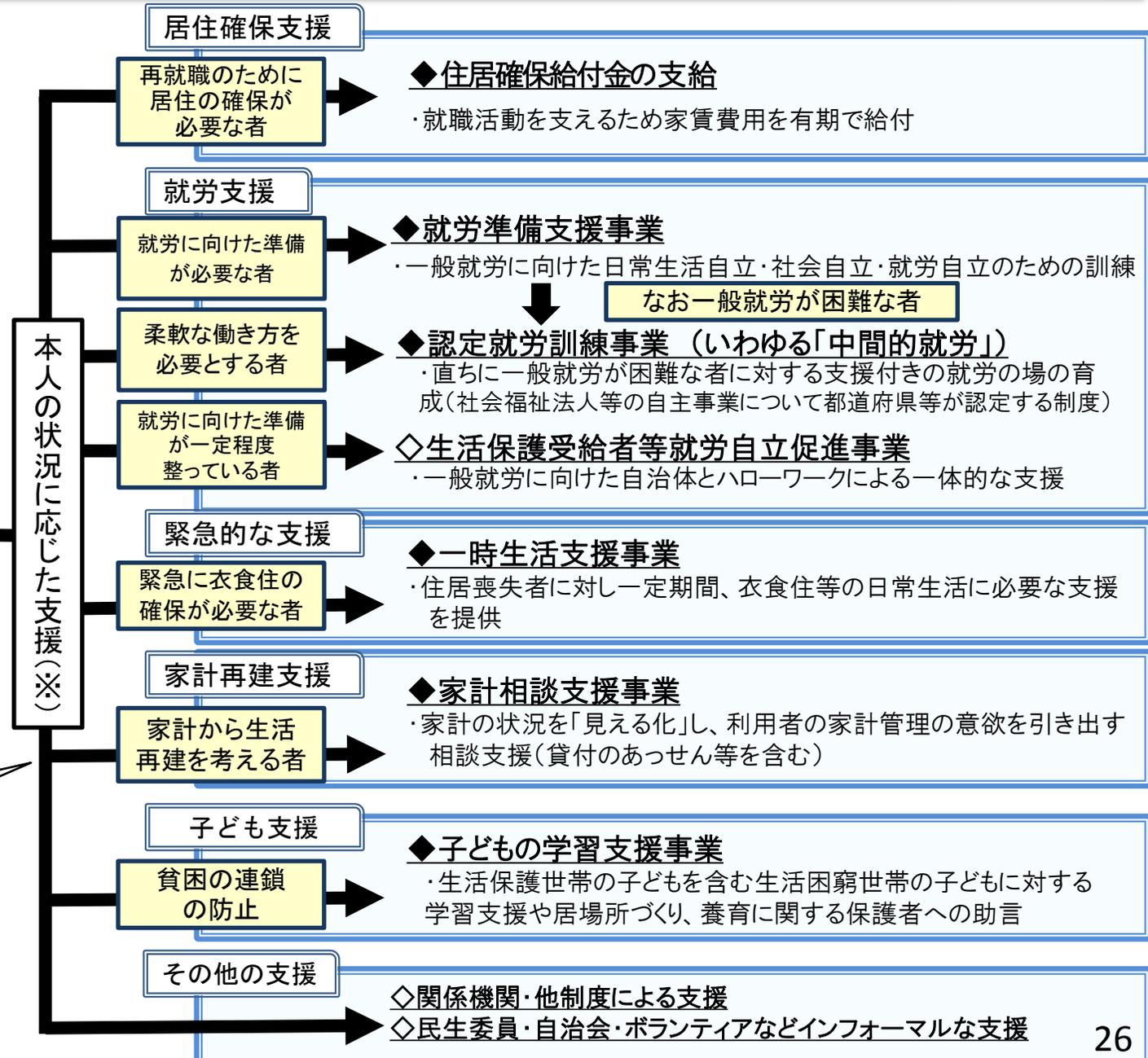
- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



# 生活困窮者自立支援制度における支援状況調査

参考

## 【平成27年度】

- 平成27年度の新規相談受付件数は、約22.6万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約5.6万件。
- 包括的な支援の提供により、約2.8万人が就労・増収につながった。

## 【平成28年度】

- プラン作成件数は、平成27年度に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	平成27年度 目安値	平成28年度 目安値	KPI(平成30年度)
新規相談受付件数	20件	22件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当 たりに換算すると26件
プラン作成件数	10件	11件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	6件	7件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	75%

※ 就労・増収率については、H28から把握した実績を踏まえ、KPIを見直した

## 平成 27年度

(件数、人)

平成27年4月 ～ 平成28年3月	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
	人口10万人 あたり		人口10万人 あたり		人口10万人 あたり			
	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	6,946

## 平成 28年度

(件数、人)

平成28年	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 (②+③)/①
	人口10万人 あたり		人口10万人 あたり		①	人口10万人 あたり	うち就労支援対象 プラン作成者分 ②	うち就労支援対象 プラン作成者分 ③			
4月分	18,137	14.1	5,039	3.9	2,519	2.0	2,131	1,421	528	353	70%
5月分	18,951	14.8	5,288	4.1	2,602	2.0	2,078	1,380	582	366	67%
6月分	19,732	15.4	5,686	4.4	2,793	2.2	2,338	1,599	644	406	72%
7月分	18,574	14.5	5,499	4.3	2,698	2.1	2,303	1,573	663	434	74%
8月分	18,772	14.6	5,745	4.5	2,726	2.1	2,044	1,434	617	400	67%
9月分	19,299	15.1	5,629	4.4	2,680	2.1	2,206	1,530	610	437	73%
10月分	17,975	14.0	5,577	4.3	2,616	2.0	2,210	1,540	679	456	76%
11月分	17,567	13.7	5,587	4.4	2,724	2.1	2,268	1,620	584	408	74%
合計	149,007	14.5	44,050	4.3	21,358	2.1	17,578	12,097	4,907	3,260	72%

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。

# 生活困窮者支援分野における社会福祉法人の取組例

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する  
論点整理のための検討会(第4回)  
(H28.12.1)」資料

- 社会福祉法人は、生活困窮者自立支援法に定める各事業の担い手(自治体業務の受託者)として支援に参画している。
  - ・ 自立相談支援事業:全体の61.0%(直営との併用を含む)を占める委託形態での実施のうちの8.4%、
  - ・ 就労準備支援事業:全体の91.6%(〃)を占める委託形態での実施のうちの13.2%、等

※平成28年度、社会福祉協議会分を除く。
- この他、平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。
- 各社会福祉法人が創意工夫をこらした多様な取組を行うこととなるが、生活困窮者自立支援の分野では、例えば、既に以下のような「地域における公益的な取組」が見られるところ。

## 1. 相談・現物給付による支援

- 生活困窮者に対する緊急経済的援助のため、各法人からの拠出により設置した基金を運営。(大阪府、神奈川県、埼玉県等の社会福祉協議会が実施。全国に広がってきている。)
- 施設に配置されているCSWによる相談支援と、経済的援助をセットで提供。食糧支援や、滞納しているライフライン料金や家賃の解消のための支援を実施。

## 2. 住まい確保のための支援

- 現在の住居で住み続けることが難しい高齢者に対する転居物件探しから入居までのコーディネートを実施。
- 賃貸住宅に入居する際の保証人が確保できない人に、市町村社協が家主・不動産業者と入居に関する債務保証契約を締結し、滞納家賃(3ヶ月分まで)等を保証し、住居確保を支援(島根県社会福祉協議会)。
- 空き家を借り上げて高齢者等に転貸し、自立生活を支援。

## 3. 認定就労訓練事業所

※第2種社会福祉事業

- 障害福祉サービスや介護保険事業、子育て支援等を実施する社会福祉法人が、利用者の希望やアセスメントの結果に応じ、障害者施設の作業や保育園の事務、高齢者施設の介護業務等を認定就労訓練事業のメニューとして提供。
- 障害福祉サービス等を実施する社会福祉法人が、「地域社会への貢献」の理念のもと、個性に合わせた就労形態や報酬を提案し、多様なはたらき方を作り出す「ユニバーサル就労」を実現。

# 厚生労働省社会・援護局保護課資料

～生活保護制度について～

# 生活保護制度

## ○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障  
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

### 最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを利用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

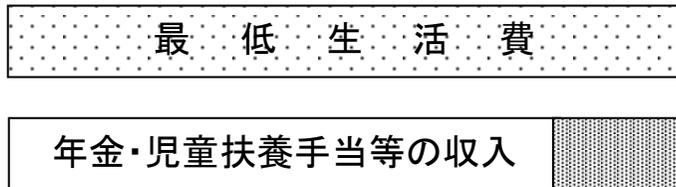
- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- ◇保護の開始時に調査  
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。  
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

### 自立の助長

支給される保護費

- ・ケースワーカーや就労支援員による就労指導・支援

# 生活保護 事務の手續きの流れ

## 制度の相談

【対応者】・査察指導員  
・ケースワーカー

- ◆ 相談に至った経緯について確認
  - ・現在の生活状況
  - ・収入の有無
  - ・病状
  - ・就労状況
  - ・資産、負債の有無
  - ・家族、親戚関係

- ◆ 利用が可能な他法他施策等(求職者支援制度や住宅支援給付、生活福祉資金等)について、紹介や利用の助言を行う

## 保護の申請

## 審査

(期間は原則2週間)

【担当者】・査察指導員  
・ケースワーカー

- ◆ 居住先などへの訪問調査
  - ・生活状況の把握 等
- ◆ 資産調査
  - ・不動産、自動車、預貯金、生命保険の有無等について確認
- ◆ 収入状況調査
  - ・就労している場合は、給与明細等により確認
- ◆ 稼働能力の調査
  - ・健康上の問題がある場合には、受診状況の確認や必要に応じて検診命令を実施し、稼働能力の有無等を確認
- ◆ 他法関係の資格調査
  - ・年金の受給権の有無、受給額等を確認
  - ・児童扶養手当等の受給の可否を確認
- ◆ 扶養義務者への照会
  - ・配偶者や三親等内の親族等の扶養義務者の経済的・精神的支援等の可否を確認

保護要

保護開始

保護否

申請却下

## 生活保護の種類と内容

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支 給 内 容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	○基準額は、①食費等の個人的費用、②光熱水費等の世帯共通的费用を合算して算出 ○冬季期間において、地域区分に応じて冬季加算を支給 ○特定の世帯には加算がある
アパート等の家賃	住宅扶助	○定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な 学用品費等	教育扶助	○定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	○費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）

※この他、世帯の状況や必要な事情に応じ、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助が給付される。

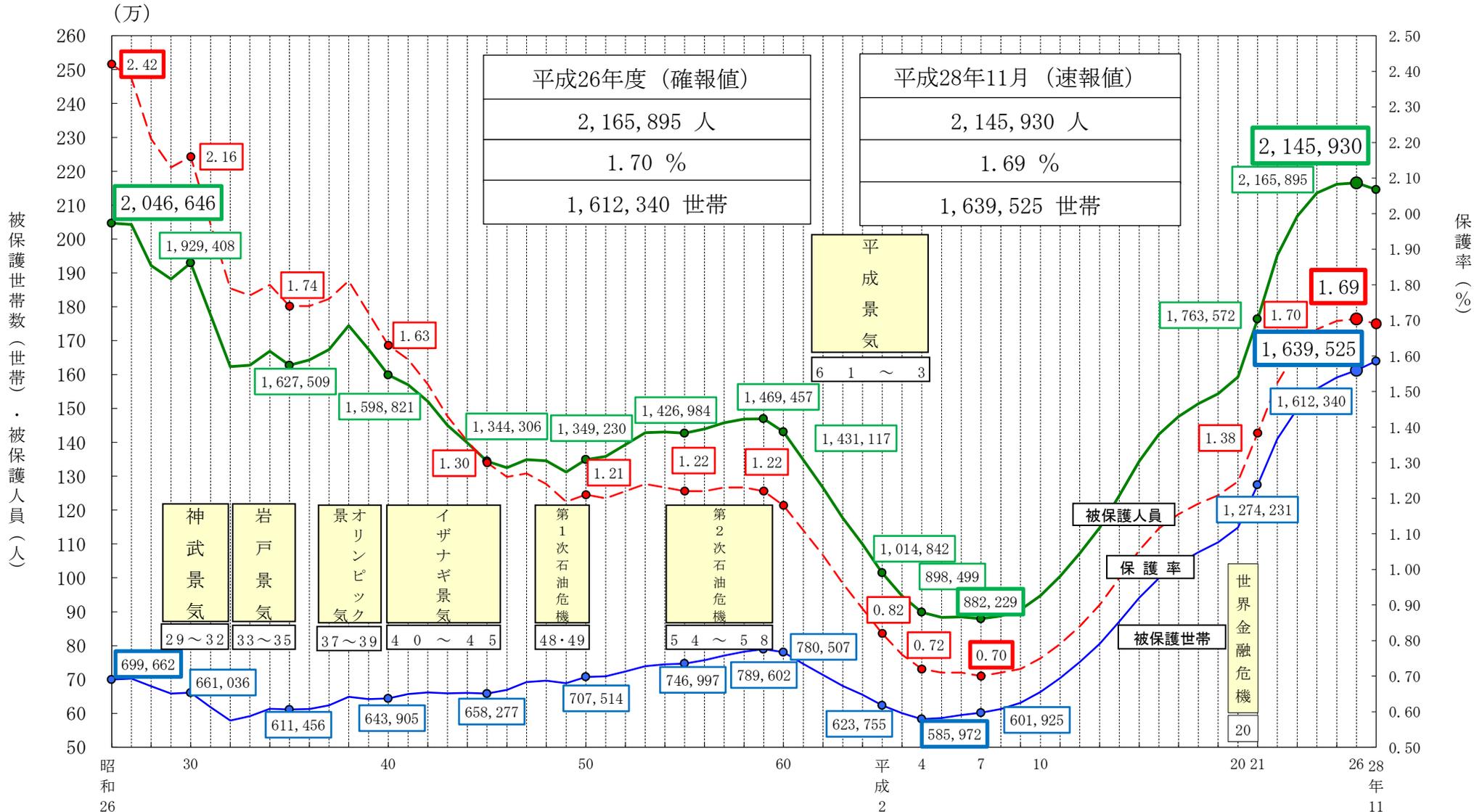
### 【参考】生活扶助額の例（平成28年4月～）

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	160,110円	131,640円
高齢者単身世帯(68歳)	80,870円	65,560円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	120,730円	97,860円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	189,870円	159,900円

※ 児童養育加算、母子加算、冬季加算(5/12ヶ月)を含む。

# 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は約215万人であり、平成23年に過去最高を更新したが、足下ではほぼ横ばいで推移。  
 (平成25年10月以降、対前年同月伸び率は1%以下となっており、平成27年9月からはマイナスとなっている。)



資料：被保護者調査より厚生労働省社会・援護局保護課にて作成 (平成24年3月以前の数値は福祉行政報告例)

# 都道府県・指定都市・中核市別保護率(平成28年11月時点)

○全国平均保護率:1.69%(1.18%)

○都道府県別保護率

上位10都道府県	
	保護率(%)
大阪府	3.32 (2.51)
北海道	3.09 (2.42)
高知県	2.76 (2.11)
沖縄県	2.56 (1.63)
福岡県	2.54 (1.85)
京都府	2.32 (1.91)
青森県	2.30 (1.95)
東京都	2.17 (1.56)
長崎県	2.15 (1.58)
兵庫県	1.93 (1.44)

下位10都道府県	
	保護率(%)
山梨県	0.84 (0.40)
静岡県	0.84 (0.44)
滋賀県	0.82 (0.57)
群馬県	0.77 (0.43)
山形県	0.68 (0.42)
石川県	0.66 (0.45)
岐阜県	0.59 (0.32)
長野県	0.54 (0.33)
福井県	0.53 (0.27)
富山県	0.33 (0.23)

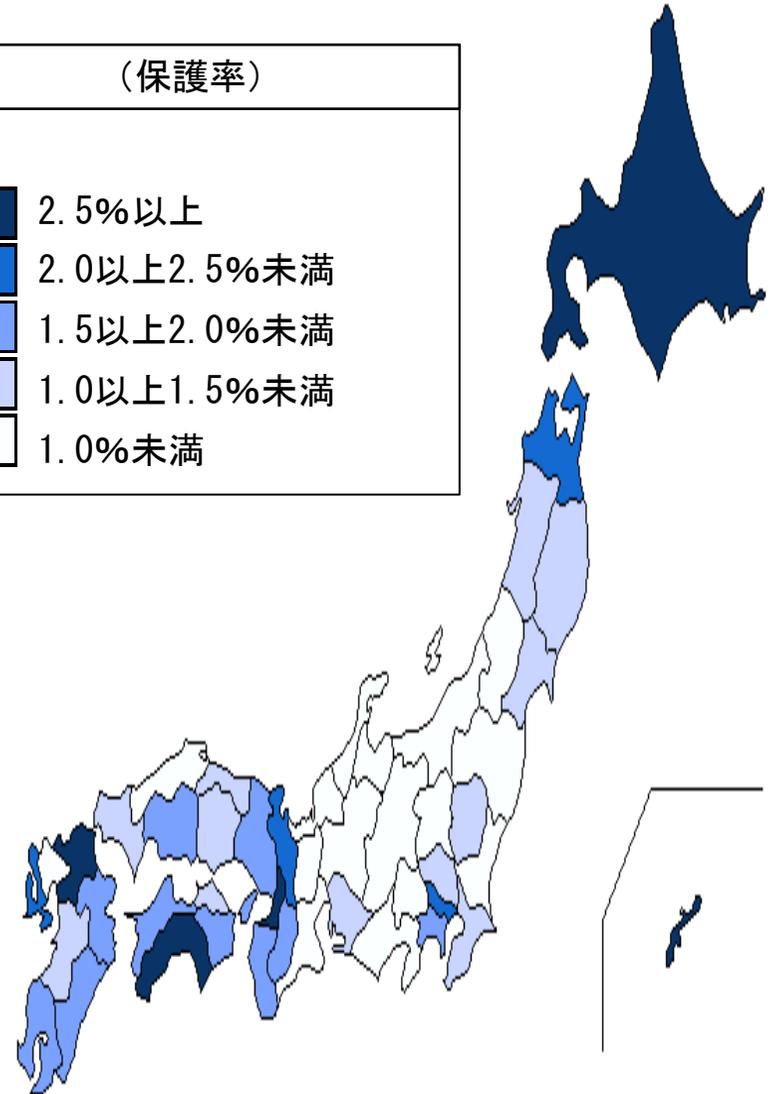
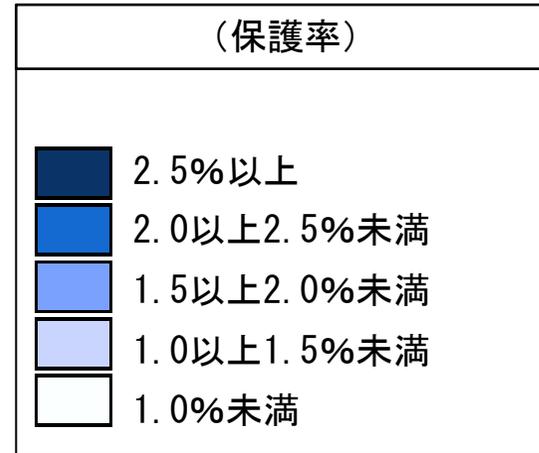
○指定都市別保護率

保護率(%)	
大阪市	5.37 (4.18)
札幌市	3.77 (2.74)
神戸市	3.11 (2.67)
堺市	3.09 (2.41)
京都市	3.08 (2.62)
福岡市	2.86 (1.87)
北九州市	2.47 (1.28)
熊本市	2.22 (1.45)
広島市	2.21 (1.55)
川崎市	2.17 (1.79)
名古屋市	2.14 (1.28)
千葉市	2.12 (1.29)
相模原市	1.94 (0.95)
横浜市	1.90 (1.38)
岡山市	1.90 (1.46)
仙台市	1.64 (1.07)
さいたま市	1.61 (0.88)
新潟市	1.47 (0.97)
静岡市	1.28 (0.75)
浜松市	0.93 (0.44)

○中核市別保護率

上位10市	
	保護率(%)
函館市	4.61 (3.82)
尼崎市	4.04 -
東大阪市	3.96 (3.14)
那覇市	3.91 -
旭川市	3.89 (3.26)
高知市	3.70 (2.94)
長崎市	3.07 (2.10)
青森市	3.02 (2.28)
豊中市	2.63 -
鹿児島市	2.59 (1.81)

下位10市	
	保護率(%)
前橋市	1.18 -
柏市	1.08 -
郡山市	0.98 (0.63)
金沢市	0.95 (0.60)
高崎市	0.92 -
長野市	0.85 (0.40)
豊橋市	0.60 (0.35)
豊田市	0.58 (0.30)
岡崎市	0.53 (0.24)
富山市	0.43 (0.31)

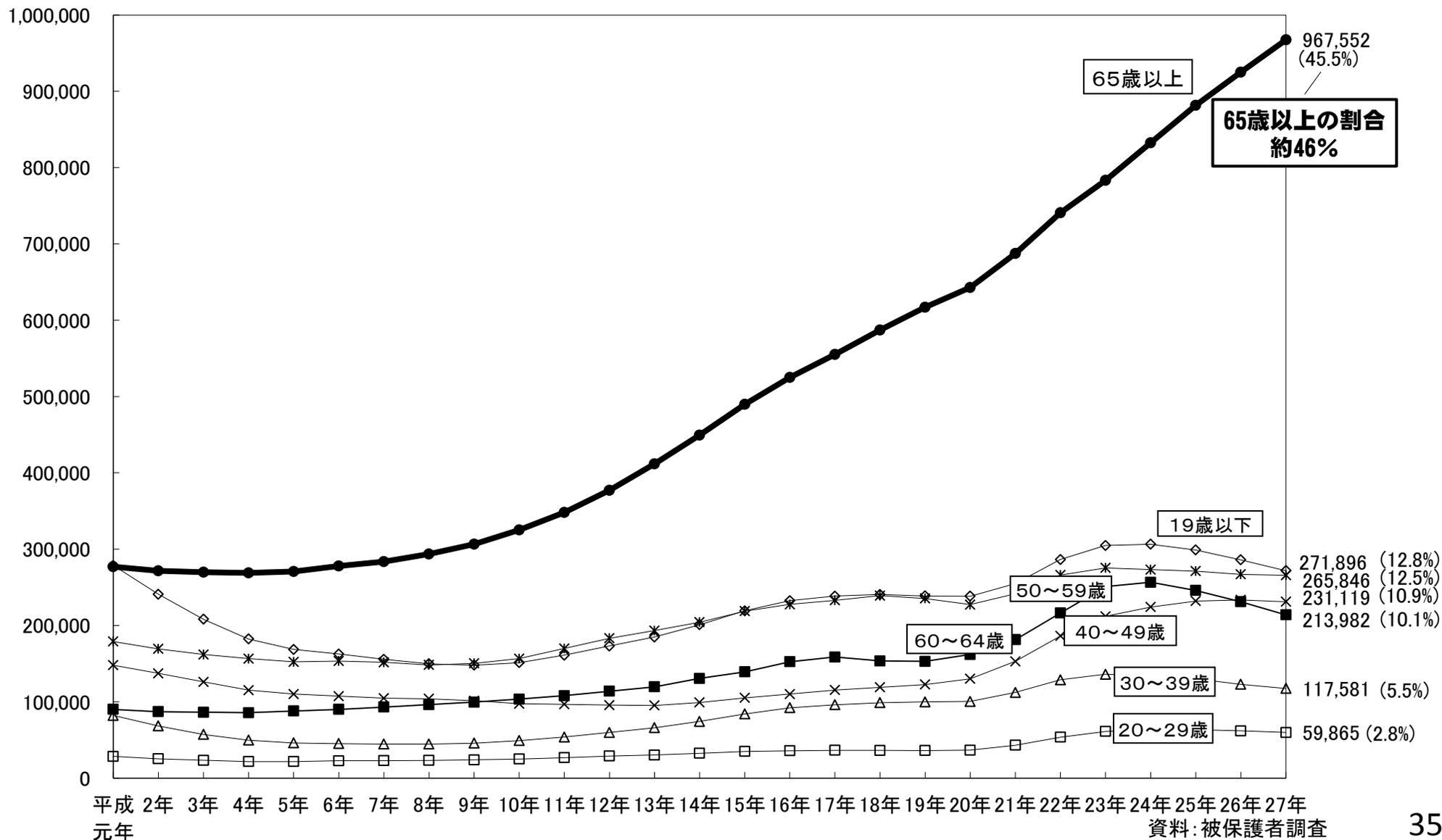


注1:指定都市及び中核市数値は再掲

注2:括弧内は10年度前(平成18年度)の保護率

# 年齢階層別被保護人員の年次推移

- 年齢別の被保護人員としては、65歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、**全体の約46%は65歳以上の者。**



# 住宅扶助基準の見直しの概要

社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、最低生活の維持に支障が生じないよう必要な配慮をしつつ、以下の見直しを行う。

## 住宅扶助基準の見直し

### <住宅扶助の概要>

被保護世帯の家賃について、都道府県、指定都市、中核市ごとに上限額を定め、その範囲内で実額を支給

◇東京都(23区等)の例(月額) 単身世帯:53,700円 2人～6人世帯:69,800円 7人以上世帯:83,800円

### <住宅扶助基準の見直しの内容>

- ① 地域ごとの住宅扶助上限額の適正化 → 各地域における家賃実態を反映し、最低居住面積水準(注1)を満たす民営借家等を一定程度確保可能な水準としつつ、近年の家賃物価の動向(注2)等も踏まえて適正化  
注1:単身では25㎡ 注2:全国平均△2.1%
- ② 2人以上世帯の住宅扶助上限額の適正化 → 世帯人数区分を細分化し、人数別の上限額を適正化  
※ 2人世帯:単身世帯の1.3倍→1.2倍、6人世帯:同1.3倍→1.4倍
- ③ 地域区分の細分化 → 地域区分を2区分(1・2級地、3級地)から3区分(1級地、2級地、3級地)に見直し。
- ④ 床面積別の住宅扶助上限額の新設 → 床面積に応じて上限額を減額する仕組みを導入し、貧困ビジネスを是正  
※ 延床面積15㎡～11㎡:△10%、10㎡～7㎡:△20%、6㎡以下:△30%

※ 住宅扶助上限額が減額となる場合、最低限度の生活の維持に支障が生じないよう、以下の措置を講じる。

- ①住宅扶助上限額の減額の適用は、契約更新時まで猶予
- ②転居が必要となる場合は、転居費用を支給
- ③自立助長の観点から引き続き当該住宅に居住することが必要と認められる場合等は、見直し前の額を適用

<施行時期> 平成27年7月

(月額/円)

【見直しの例】	羽村市	川越市	相模原市	高松市	名古屋市	東京区部	秋田県
現行の額(単身)	53,700	47,000	46,000	41,000	35,800	53,700	28,000
見直し影響額	△8,700 (△16%)	△5,000 (△11%)	△5,000 (△11%)	△4,000 (△10%)	+1,200 (+3%)	±0 (-)	+7,000 (+25%)

# 居住の安定確保支援事業の概要

## 【目的】

- 不動産業者への同行や現地確認等による民間賃貸住宅への入居支援を行うとともに、社会参加活動の働きかけや地域資源の紹介など地域定着の取組を推進し、生活保護受給者が適切な住まいを確保し、地域生活の継続を図ることを目的とする。

## 【事業内容等】

### 1 事業内容

- 安価で質の良い住宅や連帯保証人が不要な住宅のリスト化
- 住宅への入居を希望する受給者に対し、家賃の代理納付の活用や不動産業者への同行、現地確認による民間賃貸住宅への入居支援の実施
- 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、地域住民、介護サービス事業者等との連携強化
- 地域生活を維持できるよう、見守りや、地域で活動するボランティア団体の紹介等を実施

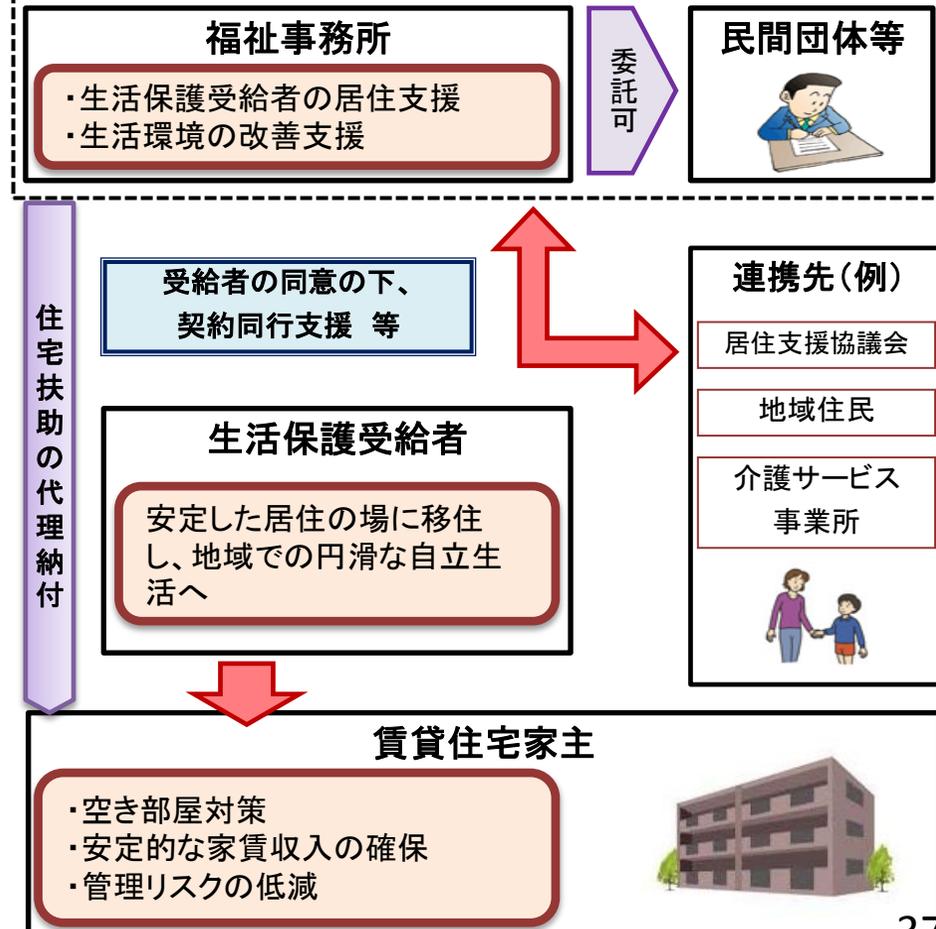
※ 生活困窮者の居住支援は、平成29年度より居住の確保が困難な生活困窮者に対してオーダーメイドの居住支援コーディネートを行う「居住支援の取組強化事業」を実施予定。

### 2 実施主体

都道府県、市、福祉事務所を設置する町村  
※社会福祉法人、NPO法人等に委託可

### 3 補助率 3 / 4

## 【事業の流れ】





# 厚生労働省障害保健福祉部 障害福祉課資料

～障害者の住まいの場の確保に関する施策について～

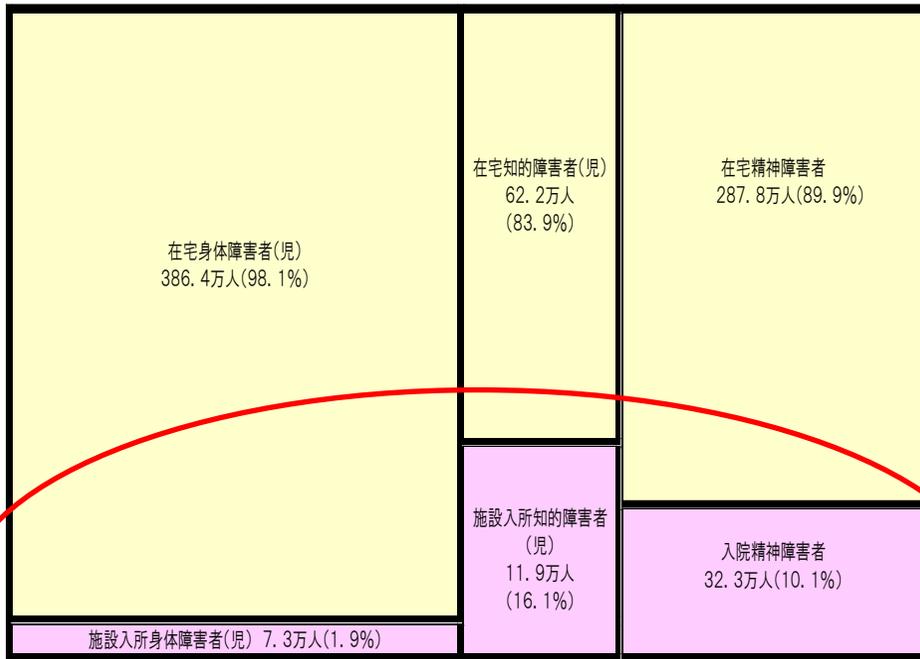
# 障害者の数

- 障害者の総数は787.9万人であり、人口の約6.2%に相当。
- そのうち身体障害者は393.7万人、知的障害者は74.1万人、精神障害者は320.1万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

## (在宅・施設別)

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)  
 うち在宅 736.4万人(93.5%)  
 うち施設入所 51.5万人(6.5%)

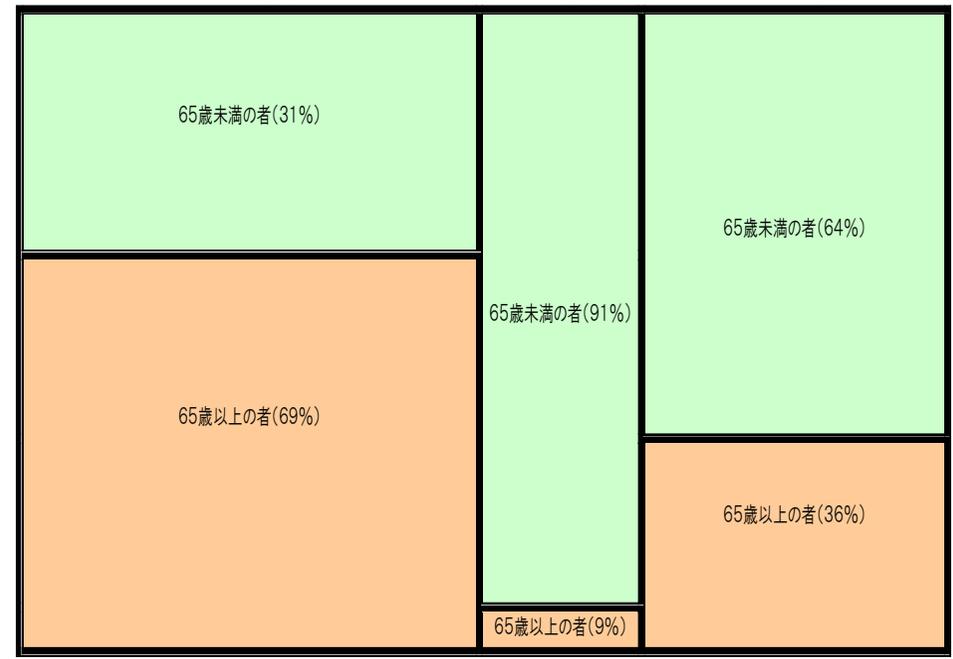
身体障害者(児) 393.7万人  
 知的障害者(児) 74.1万人  
 精神障害者 320.1万人



## (年齢別)

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)  
 うち65歳未満 50%  
 うち65歳以上 50%

身体障害者(児) 393.7万人  
 知的障害者(児) 74.1万人  
 精神障害者 320.1万人



※身体障害者(児)数は平成23年(在宅)、平成21年(施設)の調査等、知的障害者(児)数は平成23年の調査、精神障害者数は平成23年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

※平成23年の調査における身体障害者(児)数(在宅)及び知的障害者(児)数(在宅)は岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市及び大阪市を除いた数値である。知的障害者(児)数(施設)は、宮城県、福島県の一部市町村を除いた数値である。

※平成23年の調査における精神障害者数は宮城県の石巻医療圏及び気仙沼医療圏並びに福島県を除いた数値である。

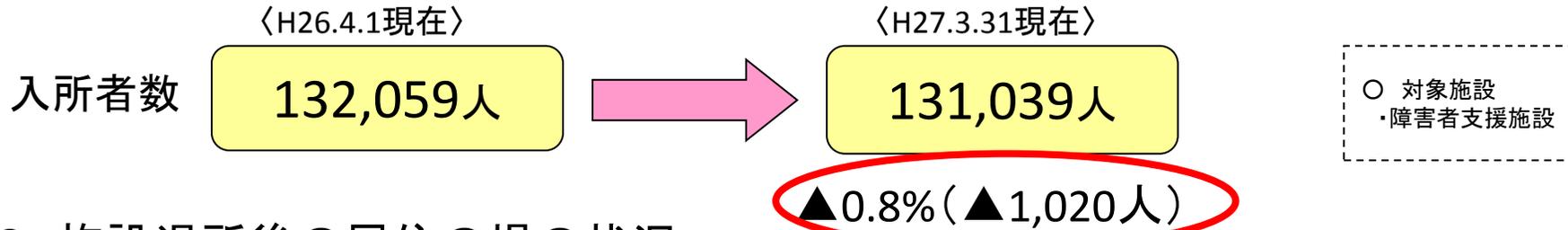
※在宅身体障害者(児)、在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.5万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

# 施設入所者の地域生活への移行に関する状況①

※ 2,533施設からの回答を集計。

## 1 入所者の推移



## 2 施設退所後の居住の場の状況

### (1) 退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型ホーム	病院	死亡	その他	計	新規入所者
2,310人 (32.8%)	787人 (11.2%)	446人 (6.3%)	26人 (0.4%)	1,162人 (16.5%)	2,184人 (31.1%)	118人 (1.7%)	7,033人	6,013人

※「その他」には、救護施設、刑務所、所在不明等が含まれる。

### (2) 地域生活への移行状況

〈H26.4.1→H27.3.31〉

地域生活へ移行した者

2,310人

1.7% (H26.4.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	家庭復帰	1人暮らし・結婚等			その他
				公営住宅	公的賃貸住宅 (公営住宅を除く)	その他民間住宅	
228人 (9.9%)	757人 (32.8%)	15人 (0.6%)	1,001人 (43.3%)	25人 (1.1%)	10人 (0.4%)	237人 (10.3%)	37人 (1.6%)

# 施設入所者の地域生活への移行に関する状況②

## 3 地域生活へ移行した者の日中活動の状況

〈地域生活へ移行した者の日中活動の内訳〉

生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A 型	就労継続支援B 型	地域活動支援セ ンター
681人 (29.5%)	38人 (1.6%)	54人 (2.3%)	66人 (2.9%)	51人 (2.2%)	428人 (18.5%)	33人 (1.4%)
一般就労	学校 (能力開発校含む)	精神科 デイケア等	通所介護 (介護保険)	その他の活動	未定	不明
299人 (12.9%)	39人 (1.7%)	38人 (1.6%)	80人 (3.5%)	74人 (3.2%)	249人 (10.8%)	180人 (7.8%)

## 4 施設入所前の居住の場の状況

(1) 新規入所者の入所前の内訳

地域生活	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計
2,708人 (45.0%)	1,032人 (17.2%)	102人 (1.7%)	25人 (0.4%)	1,618人 (26.9%)	528人 (8.8%)	6,013人

(2) 地域生活の内訳

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	家庭	1人暮らし・結婚等			その他
				公営住宅	公的賃貸住宅(公 営住宅を除く)	その他民間住宅	
76人 (2.8%)	200人 (7.4%)	10人 (0.4%)	2,260人 (83.5%)	27人 (1.0%)	3人 (0.1%)	73人 (2.7%)	59人 (2.2%)

# グループホームの概要

- ☆ グループホームは、障害のある方が**地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同生活を行う住まいの場**。
- ☆ 1つの住居の利用者数の平均は**5名程度**

## 具体的な利用者像

- ☆ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
- ☆ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく地域の中で暮らしたい方
- ☆ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方 など

## 具体的な支援内容

- ☆ 障害者の方に対し、共同生活住居において、**相談、入浴、排せつ又は食事の介護、家事等の日常生活上の支援**を併せて提供。

## 必要な設備等

- ☆ **共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要**
- ☆ **ユニットの入居定員は2人以上10人以下**
- ☆ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
- ☆ 居室の定員：原則1人
- ☆ 居室面積：収納設備を除き**7.43㎡**



★ **住宅地に立地**

★ **入居定員は原則10名以下**

(既存建物を活用する場合は、最大20名又は30名以下)

	グループホーム（共同生活援助）	
	（介護サービス包括型）	（外部サービス利用型）
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能	
サービス内容	食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助	
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託
報酬単位	世話人の配置及び支援区分に応じて <b>668単位～182単位</b>	世話人の配置に応じて（基本サービス） <b>259単位～121単位</b> サービスに要する標準的な時間に応じて（受託居宅介護サービス） <b>95単位～</b>
事業所数	5,714事業所	1,474事業所
利用者数	89,432人	16,390人

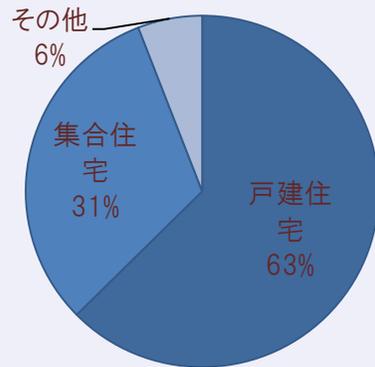
**105,822人**

# グループホーム・ケアホームの利用建物の状況

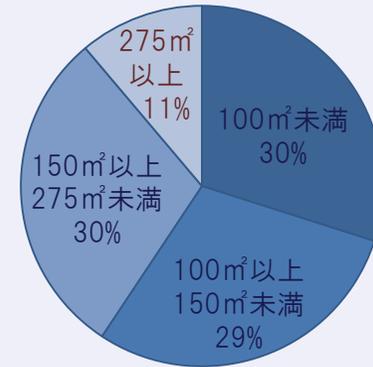
グループホーム・ケアホームの共同生活住居の建物の形態は、戸建住宅が62.6%(9,589住居)、集合住宅が31.5%(4,825住居)、その他が5.9%(897住居)となっており、利用建物の面積は、275㎡未満が約9割(13,401住居)となっている。

また、共同生活住居のうち74.9%(11,443住居)が既存建物を活用しており、建物の所有関係をみると、賃貸の割合が71.0%(10,843住居)となっている。

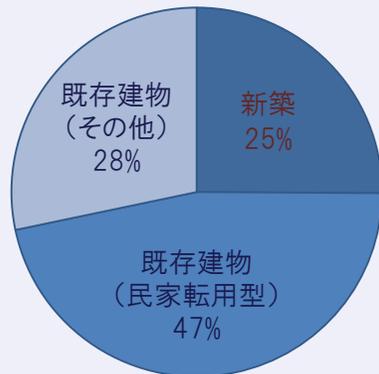
## 建物形態



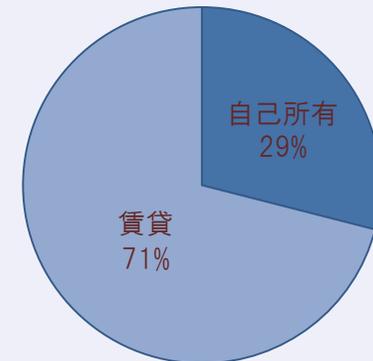
## 面積



## 新築・既存建物活用の別



## 所有関係



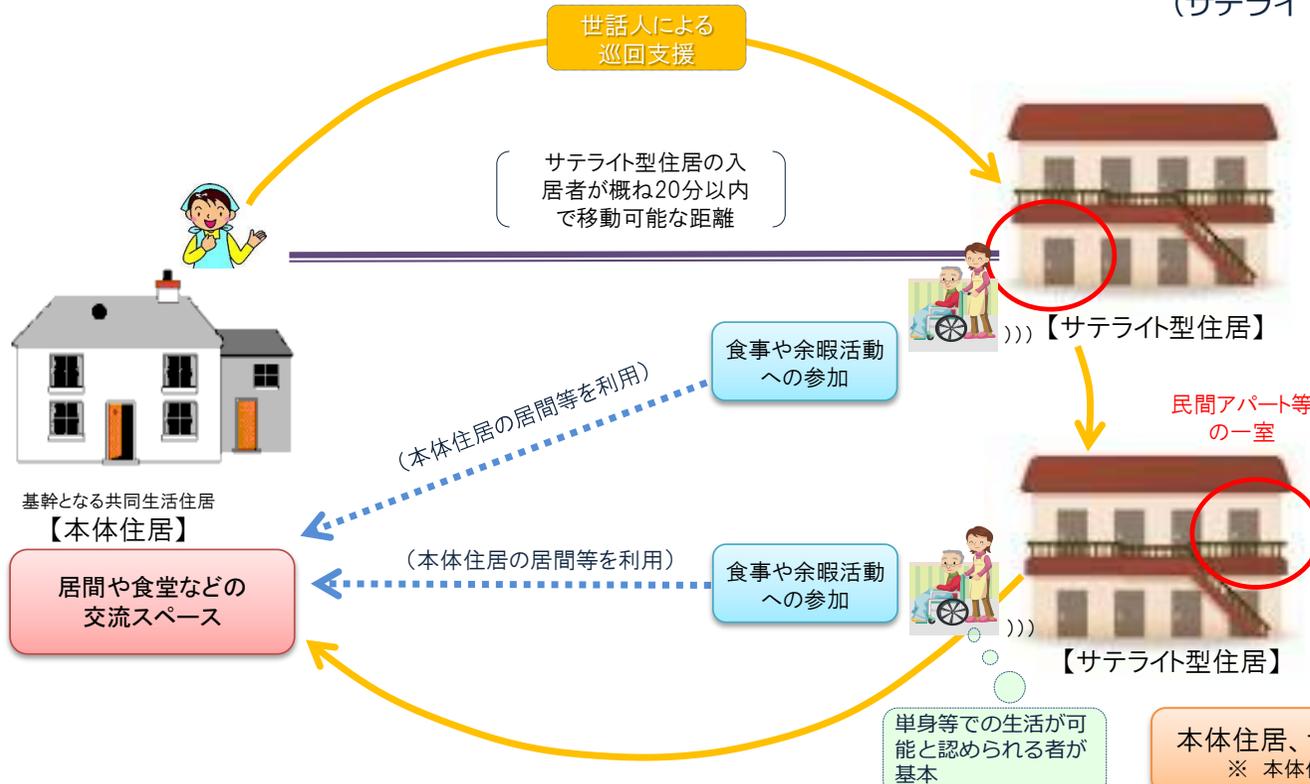
# グループホーム（サテライト型）の概要

- 地域生活への移行を目指している障害者やグループホームを利用している障害者の中には、共同住居よりも**単身での生活を望む人**がいる
- 少人数の事業所が経営安定化の観点から、定員を増やそうとしても**近隣に入居人数など条件にあった物件がなく**、また、物件が見つかって**も界壁の設置など大規模改修が必要となるケースも少なくない**との声がある。

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として

**ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みを創設**

(サテライト型住居を設置する場合のグループホームの設備基準)



	本体住居	サテライト型住居
共同生活住居の入居定員	原則、2人以上10人以下 ※	1人
ユニット(居室を除く)の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
ユニットの入居定員	2人以上10人以下	—
設備	・日常生活を営む上で必要な設備 ・サテライト型住居の利用者から適切に通報を受けられる通信機器(携帯電話可)	
居室の面積	収納設備を除き7.43㎡	

(※) サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まないものとする(事業所の利用定員には含む)。

本体住居、サテライト型住居(※)のいずれもグループホーム事業者が確保  
※ 本体住居につき、2か所(本体住居の入居者が4人以下の場合は1か所)が上限

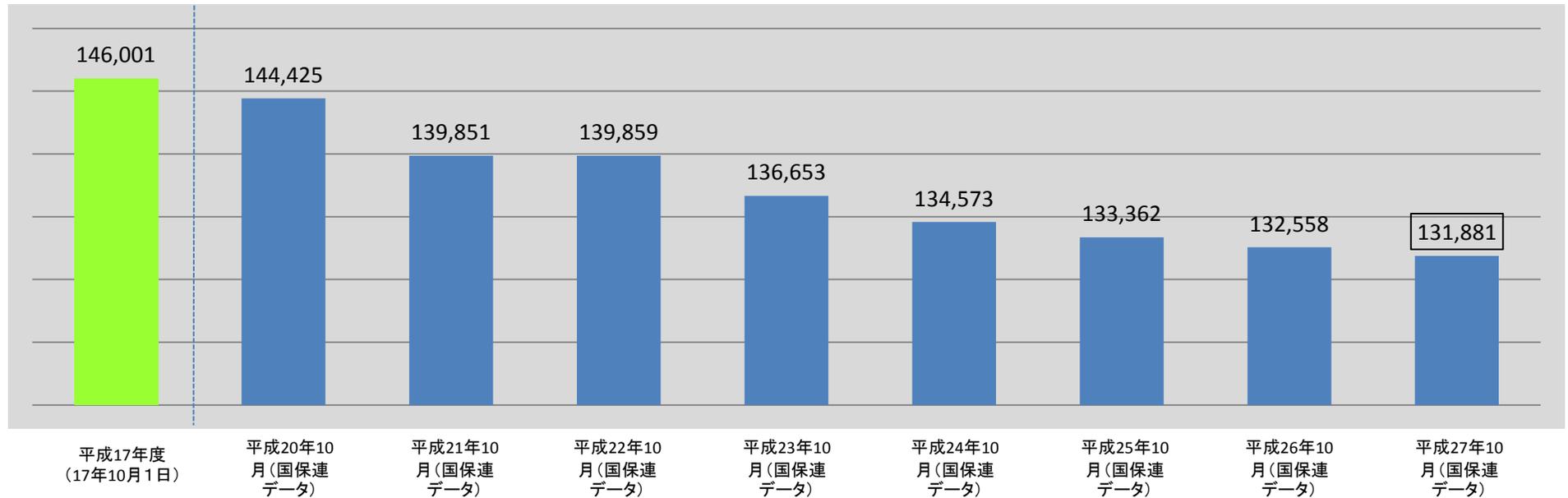
# 施設から地域への移行推進

○ 入所施設の利用者数は着実に減少。グループホーム利用者は着実に増加。

## 【施設入所者数の推移】

入所者数(人)

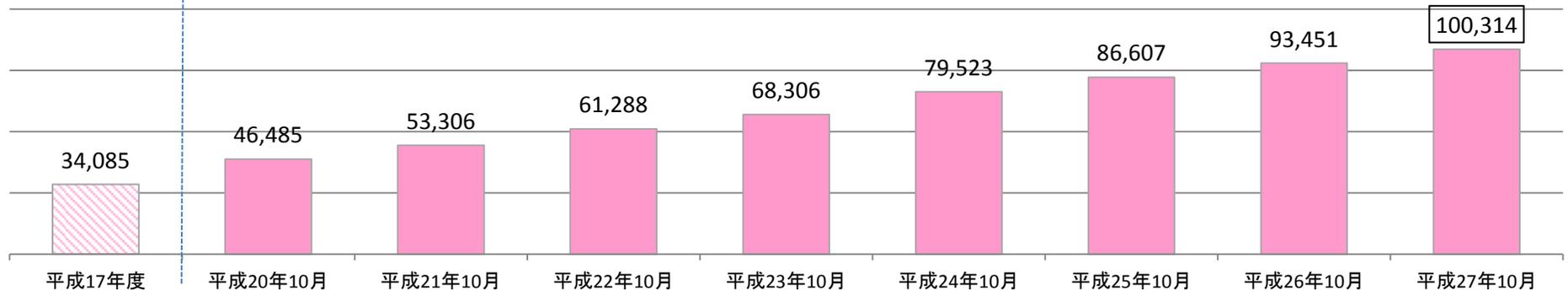
出典: 国保連データ速報値等



## 【グループホーム利用者数の推移】

利用者数(人)

出典: 国保連データ速報値等



# グループホームの施設整備に対する助成制度

## 社会福祉施設等施設整備費補助金

### 1 対象法人

社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人等

### 2 整備区分

新築、改修

### 3 基準単価（平成28年度）

整備区分	基準単価（事業費ベース）
創設	※ エレベーター等設置整備を行う場合
	<u>2,933万円以内</u> <u>3,165万円以内</u>
改修	※ エレベーター等設置整備を併せて行う場合
	<u>1,000万円以内</u> <u>1,200万円以内</u> ※ エレベーター等設置整備のみの場合 <u>200万円以内</u>

### 4 負担割合

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/4、事業者：1/4

# グループホームの利用の際の助成

## 1 目的

グループホームの家賃について、障害者の地域移行をさらに進めるため、その一定額を助成するもの。

## 2 対象者

グループホーム利用者（市町村民税課税世帯を除く）

## 3 助成額（月額）

家賃を助成対象とし、利用者1人当たり月額1万円を上限

※ 家賃が1万円未満の場合は、当該家賃の額を助成。

※ 月の途中で入退居した場合は、1万円を上限として実際に支払った額を助成。

※ 家賃に対する助成は、事業者による代理受領の場合、他の障害福祉サービスに係る報酬と同様に、翌々月となる。

（例：平成23年10月分は、平成23年12月に支給）

## 4 負担率

1/2 （負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

## 5 施行期日

平成23年10月1日

# 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について（概要）

（平成21年11月12日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長、国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）平成26年4月1日現在

## ◆ 趣 旨

- 障害者が地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするためには、グループホームなど地域における住まいの場の確保が重要。
- このため、厚生労働省、国土交通省の連名で通知を発出し、障害者の住まいの場の確保等に関する両省の施策について広く紹介するとともに、各地方公共団体においても、福祉部局と住宅部局の連携を図り、これらの施策についての取組を強化するよう依頼。

## ◆ 厚生労働省・国土交通省の主な施策

### （1）グループホームの整備の促進等

- 公営住宅をグループホームとして活用するためのマニュアルの周知
- 厚生労働省における施設整備費の助成等や国土交通省の「社会資本整備総合交付金」等の活用により、各自治体が定める障害福祉計画に基づく計画的な整備を支援
- 平成23年10月からグループホーム等を利用している障害者に対して月額1万円を上限に居住に要する費用を助成。

### （2）公的賃貸住宅への入居の促進

- 障害者の優先枠の設定や障害者向けの公営住宅の供給等による入居促進
- 既存民間住宅の一部を借り上げて行う公営住宅の供給

### （3）民間賃貸住宅への入居の円滑化

- 障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する居住支援協議会の積極的な活用及び（自立支援）協議会との緊密な連携
- 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業による障害者等が円滑に入居できる民間住宅の供給支援
- 財団法人高齢者住宅財団が未払い家賃の債務保証を行う家賃債務保証制度の普及

### （4）地域移行支援・地域定着支援の個別給付化

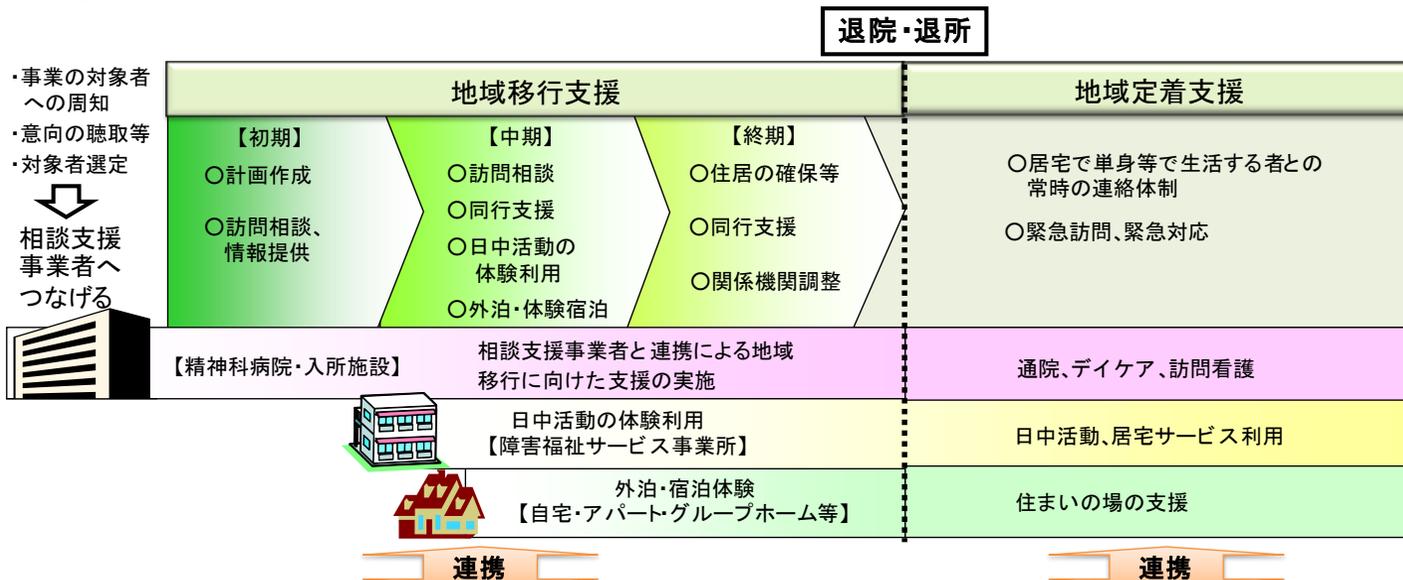
- 障害者支援施設の入所者等に対し、住居の確保など地域生活に向けた支援を行う「地域移行支援」、1人暮らし等の障害者と常時連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う「地域定着支援」を平成24年度から実施

# 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の概要

**地域移行支援**・・・障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。

**地域定着支援**・・・居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)



## 報酬単価

### (地域移行支援)

- 地域移行支援サービス費 2,323単位/月
- 初回加算 500単位/月  
(利用を開始した月に加算)
- 退院・退所月加算 2,700単位/月  
(退院・退所月に加算)
- 集中支援加算 500単位/月  
(月6日以上面接・同行による支援を行った場合に加算)
- 障害福祉サービス事業の体験利用加算 300単位/日
- 体験宿泊加算(Ⅰ) 300単位/日
- 体験宿泊加算(Ⅱ) 700単位/日
- 特別地域加算 +15/100

### (地域定着支援)

- 地域定着支援サービス費  
〔体制確保分〕 302単位/月  
〔緊急時支援分〕 705単位/日
- 特別地域加算 +15/100

### 協議会によるネットワーク化

市町村・保健所・精神保健福祉センター・福祉事務所・障害福祉サービス事業所・障害者就業・生活支援センター 等

※ 精神障害者の退院促進支援事業の手引き(平成19年3月日本精神保健福祉士協会)を参考に作成

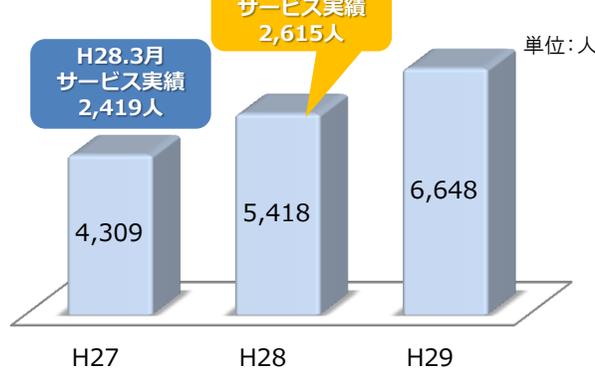
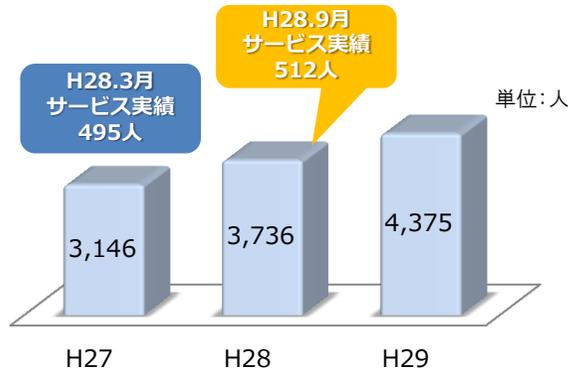
	地域移行支援	地域定着支援
事業所数	288事業所	478事業所
利用者数	512人	2,615人

# 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

## ◆ 第4期障害福祉計画における見込量

地域移行支援

地域定着支援



H28.9月  
サービス実績  
512人

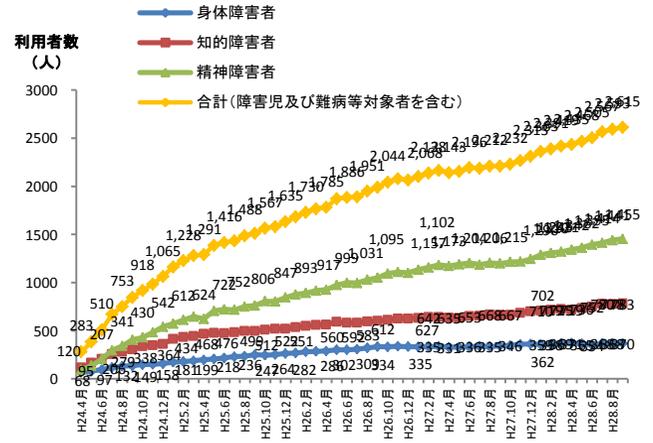
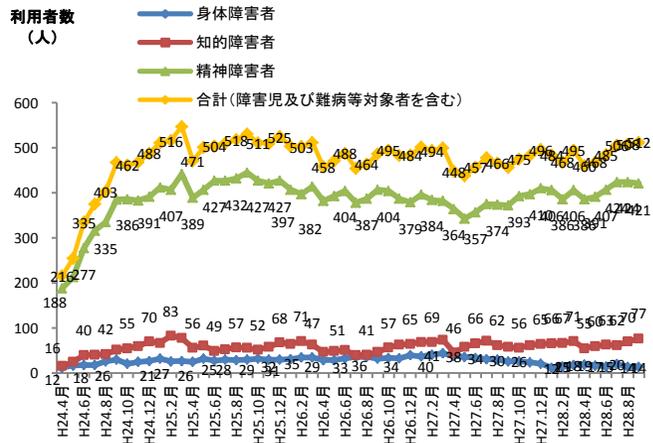
H28.9月  
サービス実績  
2,615人

H28.3月  
サービス実績  
495人

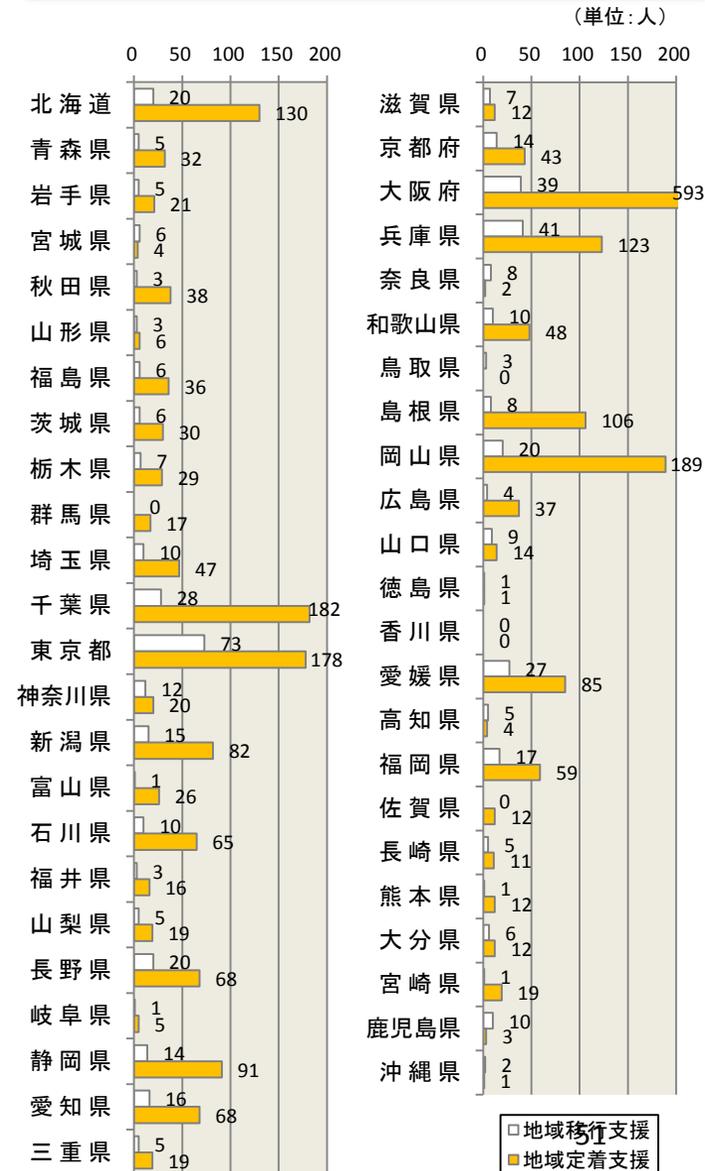
## ◆ 障害別利用者数の推移 (H24.4~H28.9)

地域移行支援

地域定着支援



## ◆ 都道府県別利用者数 (H28.9)



□ 地域移行支援  
■ 地域定着支援

# 《参考》 障害者部会報告書（抄）

『障害者総合支援法施行3年後の見直しについて ～社会保障審議会障害者部会報告書～』  
(平成27年12月14日)

## Ⅲ 各論について

### 1. 常時介護を要する障害者等に対する支援について

#### (2) 今後の取組

(地域生活を支援するサービス等)

○ グループホームから一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、障害者の一人暮らしを支える仕組みを構築し、安心して一人暮らしへの移行ができるよう、障害者の日常生活を適切に支援できる者による定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに位置付けるべきである。その際、当該サービスの内容を踏まえつつ、他のサービスの利用の在り方についても整理を行うべきである。

あわせて、障害者の地域移行の受け皿となるグループホームについて、重度障害者に対応することができる体制を備えた支援等を提供するサービスを位置付け、適切に評価を行うべきである。また、障害者の状態とニーズを踏まえて必要な者にサービスが行き渡るよう、利用対象者を見直すべきであり、その際には、現に入居している者に配慮するとともに、障害者の地域移行を進める上でグループホームが果たしてきた役割や障害者の状態・ニーズ・障害特性等を踏まえつつ詳細について検討する必要がある。

# 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

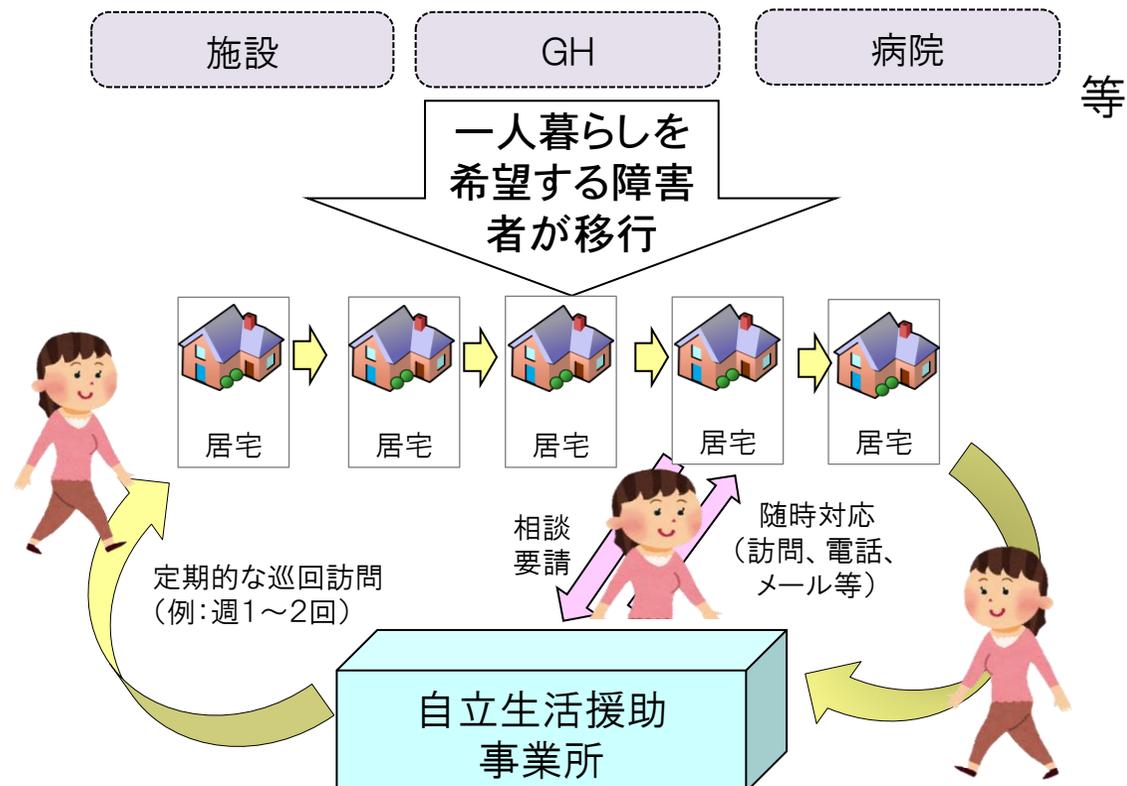
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。

## 対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

## 支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
  - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
  - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
  - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
  - ・ 地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。





# 厚生労働省障害保健福祉部 精神・障害保健課資料

～精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について～

# 長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性 (長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会取りまとめ 平成26年7月) 居住の場の確保(抜粋)

## ○居住の場の確保に向けた検討

長期入院精神障害者の地域移行を進める上では、地域生活の基盤となる居住の場を確保することが必要であり、その際、長期入院精神障害者の過半数が65歳以上の高齢者であることを踏まえると、高齢の精神障害者に配慮した住まいの確保に向けた取組を進めることが特に重要である。

具体的に、長期入院精神障害者の退院後の居住先としては、次のような居住の場(※)が考えられるが、精神障害者が生活障害を持つ場合や要介護状態にある場合等においても受け入れられるよう、それぞれの居住の場ごとに課題の解消を図ることが必要である。

(※)障害福祉サービスにおける住まいとしてグループホーム、高齢者向け住まいとして特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・認知症高齢者グループホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅、その他として**一般住宅の活用**等

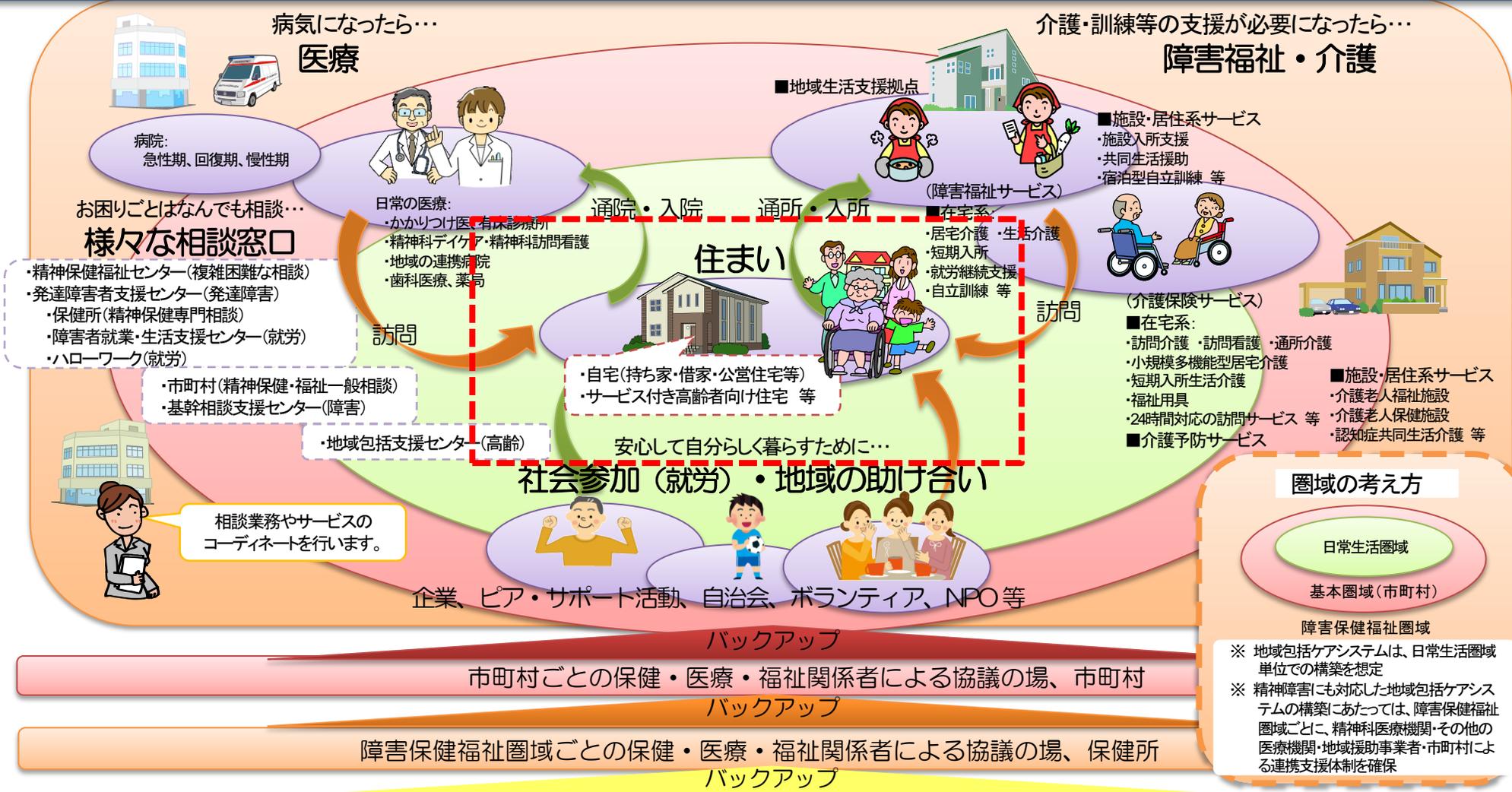
## ○一般住宅の活用

- ・地域の実情を踏まえ、単身の精神障害者の優先入居等、公営住宅の活用を促進する。
- ・長期入院精神障害者の退院後の居住先の確保に関し、空室・空家の有効活用ための取組や、高齢者、ひとり親、生活保護受給者、DV被害者等への居住支援策と連携を図る。
- ・障害福祉担当部局において、退院後生活環境相談員等に精神障害者の居住先の確保に有用な住宅政策について周知を進める。
- ・(自立支援)協議会が居住支援協議会と連携し、精神障害者に住居を提供する際に必要な情報の提供(一般社団法人高齢者住宅財団による賃貸住宅の家賃債務保障制度の利用を含む。)を貸主に対して行う事を通じて、精神障害者の具体的な地域生活の調整を図る。
- ・一般住宅への入居希望が実現出来るよう、保証人の確保や緊急時等の対応等を推進する。

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会  
（第5回）  
H28.12.22

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



## 圏域の考え方



- ※ 地域包括ケアシステムは、日常生活圏域単位での構築を想定
- ※ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、障害保健福祉圏域ごとに、精神科医療機関・その他の医療機関・地域援助事業者・市町村による連携支援体制を確保

○ 「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の議論を踏まえて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、成果目標の設定を次のとおり行うこととしてはどうか。

## 成果目標(案)

### ①障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況

- 精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村等の関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成32年度末までに全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場(例:精神障害者地域移行・地域定着推進協議会など)を設置することを原則として設定する。  
※この際、都道府県単位で解決すべき課題にも対応できるように、都道府県ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場(例:都道府県(自立支援)協議会専門部会など)を設置することが望ましい。

### ②市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況

- 住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成32年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場(例:市町村(自立支援)協議会、専門部会など)を設置することを原則として設定する。

### ③精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)

- 地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、国が提示する推計式を用いて、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。なお、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数の全国の目標値は、平成26年と比べて3.9万人から2.8万人減少になる見込みである。  
※計画の実行管理にあたっては、より速やかに地域の実態を把握できるように、630調査の改善を図るとともに、レセプト情報等データベースを活用する。

### ④精神病床における早期退院率(入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率)

- それぞれの地域における保健・医療・福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、平成32年度末までに、入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は84%以上、入院後1年時点の退院率は90%以上とすることを成果目標(※)として設定する。  
※レセプト情報等データベースより算出した平成27年度の推計値に基づき、上位10%の都道府県が達成している早期退院率以上を成果目標とする。  
計画の実行管理にあたっては、レセプト情報等データベースを活用する。

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けての入院需要及び基盤整備量の目標値

## ○精神病床における入院需要（患者数）及び、地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標

平成26年	急性期入院需要	回復期入院需要	慢性期入院（長期入院）需要		
平成32年度末	急性期入院需要	回復期入院需要	慢性期入院（長期入院）需要	地域移行に伴う基盤整備量	
平成37年 (2025年)	急性期入院需要	回復期入院需要	慢性期入院（長期入院）需要	地域移行に伴う基盤整備量	

急性期:3ヶ月未満の入院、回復期:3~12ヶ月未満の入院、慢性期:12ヶ月以上の入院

### ▶ 平成32年度末(第5期障害福祉計画の最終年度)における全国の目標値

平成32年度末	急性期入院需要	回復期入院需要	慢性期入院需要	うち65歳以上	うち65歳未満	合計入院需要	地域移行に伴う基盤整備量	うち65歳以上	うち65歳未満
最大	5.8万人	4.9万人	14.6万人	9.2万人	5.4万人	25.3万人	4.6万人	2.5万人	2.0万人
〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳
最小	5.8万人	4.9万人	15.7万人	9.8万人	5.8万人	26.3万人	3.5万人	1.9万人	1.6万人

### ▶ 平成37年(2025年)における全国の目標値

平成37年(2025年)	急性期入院需要	回復期入院需要	慢性期入院需要	うち65歳以上	うち65歳未満	合計入院需要	地域移行に伴う基盤整備量	うち65歳以上	うち65歳未満
最大	5.8万人	5.0万人	9.7万人	6.5万人	3.2万人	20.6万人	9.8万人	5.5万人	4.3万人
〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳	〳
最小	5.8万人	5.0万人	11.6万人	7.6万人	4.0万人	22.5万人	7.9万人	4.4万人	3.5万人

※四捨五入で端数処理しているため、合計値は一致しない場合がある。

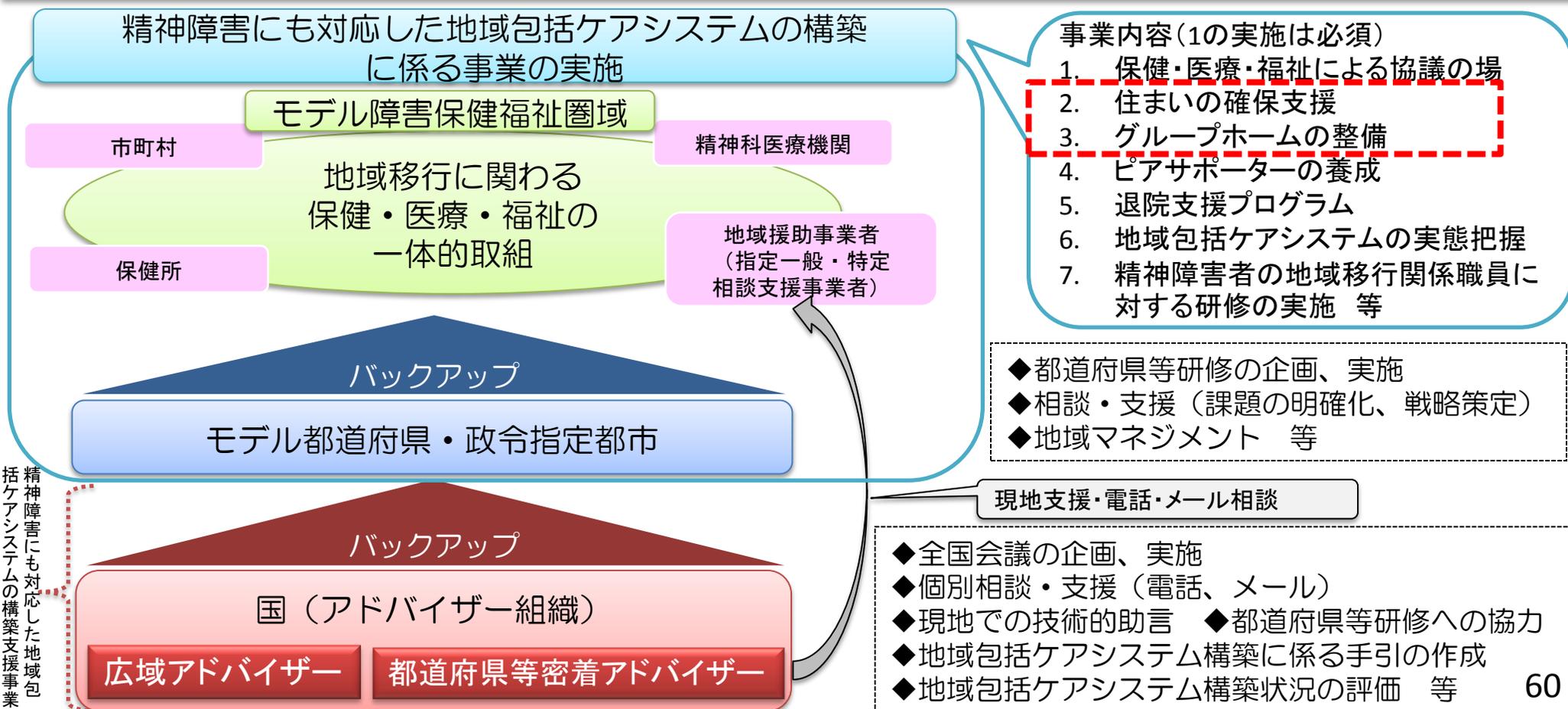
# 精神障害者地域移行・地域定着支援事業費

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（仮称）【新規 平成29年度予算案192,893千円】

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業 【新規 平成29年度予算案：37,500千円】

※地域生活支援事業、社会福祉施設等施設整備費計上分除く

- 国は、都道府県・政令指定都市（以下、都道府県等）と連携しながらモデル障害保健福祉圏域（以下、モデル圏域）を支援する取組を段階的に拡大し、好事例のノウハウの蓄積と横展開により精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を支援する。
- 都道府県等は計画的に地域の基盤を整備するとともに、推薦した都道府県等密着アドバイザーと連携しながらモデル圏域における保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、地域移行の推進の仕組みづくりに携わる精神科医療機関、地域援助事業者、市町村等との重層的な連携による支援体制を構築する。また、都道府県等全域への普及を図る。



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業